

第2章 災害予防対策

津波から町民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくり実現のため、町は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に対し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせた津波災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。

第1節 津波に強いまちの形成

| | |
|---------|------------------------------------|
| 主な実施担当 | 全 課 |
| 防災関係機関等 | 東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、その他防災関係機関 |

第1 目 的

町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第2 津波浸水想定

県は、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講じるため、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する。

なお、本計画修正時点では県による津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定は設定されていないので、本計画では東日本大震災における津波浸水区域を前提として、対策を検討する。津波浸水想定が設定された段階で必要に応じて、本計画の見直しを行う。

第3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所や緊急時一時避難場所及び避難路・避難階段等の整備など、復興まちづくり計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。

第4 計画相互の有機的な連携

町は、地域防災計画、復興まちづくり計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、防災マップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

第5 地震防災緊急事業五箇年計画

1 地震防災緊急事業五ヵ年計画

地震防災対策特別措置法に基づき、県が作成した「地震防災緊急事業五ヵ年計画」のうち、町が主体となって地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備改善に努める。

2 対象事業の範囲

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) (7)～(9)までのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (11) 海岸保全施設又は河川管理施設
- (12) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- (13) 地域防災拠点施設
- (14) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (15) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (16) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (17) 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (18) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第6 長寿命化計画の作成

町は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成及び実施等により、その適切な維持管理に努める。

第7 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

1 県の対応

県は、最大クラスの津波に対応して、避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める沿岸市町の地域防災計画の拡充、津波防災マップの作成、指定及び管理協定による避難施設の確保、要配慮者等が利用する施設に係る避難確保計画の作成等の警戒避難体制の整備を行うとともに、津波災害警戒区域の指定について検討を行う。

なお、本計画修正時点では、津波災害警戒区域指定の基礎となる県による津波浸水想定は設定されていない。

2 町の対応

(1) 津波災害警戒区域に関する対応

町は、津波災害警戒区域の指定のあった場合に、以下の対応を行う。

イ 地域防災計画での考慮

町は、地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、指定緊急避難場所（緊急時一時避難場所を含む。本節では以下同じ。）及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

ロ 要配慮者等が利用する施設での対応強化

町は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

ハ 住民への周知徹底

町は、地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した防災マップの配布その他の必要な措置を講じる。

ニ 施設所有者又は管理者の取組支援

町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

ホ 津波による危険の著しい区域への対応

町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。

(2) 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

町は、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

第2節 海岸保全施設等の整備

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 総務課、都市建設課、農林水産課 |
| 防災関係機関等 | 東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台地方振興事務所、仙台土木事務所、その他防災関係機関 |

第1 目的

従前より整備されてきた海岸保全施設等は、比較的発生頻度の高い津波等を想定してきたものであり、一定の津波高までの被害抑止には効果を発揮してきた。しかし、東日本大震災においては、設計対象の津波高をはるかに超える津波が襲来してきたことから、水位低減、津波到達時間の遅延、海岸線の維持などで一定の効果がみられたものの、海岸保全施設等の多くが被災し、背後地において甚大な津波被害が生じた。

また、水門・陸閘閉鎖にあたった消防団員が数多く犠牲になったという問題も発生している。

しかし、最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から現実的ではない。

そこで、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さに対して海岸保全施設等の整備を進める。

県は、防災関係機関とともに、津波被害を軽減・防止するための海岸保全施設等の整備や維持管理の強化を実施し、津波防災対策の推進を図る。

なお、海岸保全施設等の整備に当たり、東日本大震災での海岸保全施設等そのものの被災も踏まえ、設計対象の津波高を超えた場合でも海岸保全施設等の整備効果が発揮できるような構造物とするよう努める。

第2 海岸保全施設等の整備

1 事業の実施

海岸管理者は、海岸保全基本計画等に基づき、海岸堤防（防波堤）、防潮水門等の海岸保全施設を、緊急性の高い地域から、計画的かつ総合的に整備する。

また、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

なお、津波発生時において海岸保全施設より海側から円滑に避難が行えるよう、町の防災計画等との整合を図りつつ、避難口もしくは避難階段・スロープ等の設置を検討する。

避難口を設置する場合は、町の地域防災計画との整合を図りつつ、想定する避難モデルや津波到達までに確保すべき避難時間、防潮堤の高さなど地域毎の状況を踏まえて、十分に配慮する。

2 陸閘等の維持管理

海岸管理者は、水門や陸閘について日頃から保守点検を行い、町の地域防災計画や管理・操作に関する地域の協力体制などを踏まえて、自動化・遠隔化など管理の高度化の必要性なども検討し、適切な維持管理に努める。

3 海岸保全施設被災時の対策

海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修又は新設の際に構造上の工夫に努めるなど、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

4 海岸保全区域の指定

県は、津波の被害から防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、海岸保全に万全を期す。

5 海岸堤防の整備

(1) 海岸堤防の基本計画堤防高について

県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さを想定し、その高さを基準として、海岸堤防の計画堤防高を決定する。

(2) 海岸堤防の計画位置について

海岸堤防の位置については、復興計画と整合を図りながら、海岸堤防の計画位置を決定する。

(3) 海岸堤防の整備高さについて

海岸堤防の整備については、復興計画と整合を図りながら、緩傾斜堤防や直立堤防、まちづくりにおける盛土と特殊堤の組み合わせなど、構造について十分検討を行い、海岸堤防の基本計画堤防高を確保する。

6 水門・排水機場等の耐水対策

県は、水門・排水機場等の電気・機械設備について、浸水の危険性がある場合には、順次耐水対策を実施する。

7 海岸防災林の整備

県は、地域の防災機能の確保を図る観点から、飛砂・潮害の防備等の災害防止機能に加え、津波力の減衰効果や漂流物による家屋等への被害を軽減するため、海岸防災林の整備について検討を行うとともに、その維持に努める。

第3 河川管理施設の整備

1 事業の実施

河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

2 津波遡上の影響の考慮

河川管理者は、河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さを確保することにより、施設計画上の津波の遡上・流下に伴う氾濫防止を図る。

3 水門・陸閘等の維持管理

河川管理者は、水門・陸閘等について日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保など、機能改善に向けた整備を促進する。

第4 漁港等の施設の耐震化

漁港管理者は、岸壁等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、地震により施設が被災し、津波に対して十分な防御機能を発揮できない事態が生じないように、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

第5 道路盛土等の活用

道路管理者は、沿岸低平地において、内陸への浸水を低減し、多重防御の機能を有した高盛土道路の整備を図る。

第6 農業用施設等における地震・津波対策

沿岸部に設置される用排水機場の補修・更新に当たっては、東日本大震災での施設の被災状況も踏まえ、耐震性及び耐塩性のほか、津波対策についても配慮する。

第3節 交通施設の災害対策

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 総務課、企画課、財政課、都市建設課、施設管理課、農林水産課 |
| 防災関係機関等 | 東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、仙台地方振興事務所、その他防災関係機関 |

第1 目的

道路、漁港、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって各施設の管理者は、管理する施設の整備や補強・補修等に当たっては、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

第2 道路施設

道路管理者は地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、地震・津波災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

1 道路

(1) 耐震性の強化

道路路面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

(2) 避難路・避難階段の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施する等、安全性の確保を図る。

(3) 避難路の安全対策

避難計画に位置づけられる避難路においては、安全性や機能性を確保されているかを確認の上、問題箇所を抽出し、道路の改築や新設を含め、必要な対策を講じる。

(4) 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセ

ス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行い災害時の交通の確保を図る。

(5) 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、国、県及び他市町村との情報の共有化を図る。

2 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋については、橋梁補強工事を実施し耐震性・耐浪性を高める。

3 道路付属施設

(1) 災害情報システムの構築

道路管理者は、災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、県の土木部総合情報システムによる雨量や国の河川水位情報、仙台管区気象台の各種情報を活用するほか、道路情報提供装置の整備を検討し、これらを有機的に運用するための災害情報システムの構築に努める。

(2) 避難誘導標識の整備

町は、道路管理者と調整の上、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。

第3 漁港施設

漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を推進する。

第4 鉄道施設

1 耐震性の強化

鉄道事業者は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の強化の向上を図る。

2 異常事態発生時の対策検討

鉄道事業者は、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制や車両停止時の避難誘導を行えるよう、あらかじめ対策を検討する。

3 線路巡回計画の策定

鉄道事業者は、土木建造物の変状若しくは、既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、地震発生後の線路巡回計画を定める。

4 線路に近接する施設の対策

鉄道事業者は、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

5 復旧体制の整備

鉄道事業者は、地震発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

- (1) 復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制
- (2) 復旧用資材・機器の手配
- (3) 防災意識の普及・向上

第4節 都市の防災対策

| | |
|---------|------------------------------------|
| 主な実施担当 | 総務課、都市建設課、施設管理課 |
| 防災関係機関等 | 東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、その他防災関係機関 |

第1 目的

町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市施設の整備を行う。

第2 市街地開発の推進

町は、土地区画整理事業による市街地開発を進めるにあたっては、以下に掲げる効果が最大限に発揮されるように努め、災害に強い市街地づくりを推進する。

- ・道路整備による避難路、緊急輸送道路の確保
- ・広場や公園及び緑地等の整備による避難場所の確保
- ・阿武隈川等については、河川により町が分断されることのないよう、橋梁の耐震性や耐火性を強化しながら延焼遮断帯としての活用を図る。
- ・事業の実施にあたっては、土地条件を十分調査し、自然の持つ災害抑止機能の維持に努めるとともに、事業への地区計画を導入し、事業地区の防災目標や減災対策を講じるなど、地区の一体的な整備を図る。

第3 防災公園等の活用

町は、避難場所、防災公園及び防災広場の管理とネットワーク化を図るとともに、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。

第4 津波避難を考慮した都市施設の整備

1 津波避難施設等の整備

町は、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所等（緊急時一時避難場所を含む。）、避難路・避難階段などの避難関連施設の復興まちづくり計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

2 特に配慮を用する施設の立地誘導

町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第5 臨海部の津波対策

町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

第6 津波による漂流物対策の推進

県は、漁港における防波堤の整備・改良、船舶係留の徹底・強化、上屋の耐浪性強化、漂流物防止柵の設置、海岸付近における駐車自粛の呼びかけ等の漂流物発生対策を強化する。

また、漂流物の石油タンク等の危険物施設への衝突を回避するため、防護壁等の整備等の対策を実施するよう、関係事業者を指導する。

第5節 建築物等の安全化対策

| | |
|---------|-------------------------------------|
| 主な実施担当 | 総務課、企画課、財政課、都市建設課、施設管理課、教育委員会 |
| 防災関係機関等 | 仙台土木事務所、あぶくま消防本部、各施設管理者、各学校及び文化財管理者 |

第1 目的

地震・津波による建築物等の損壊、消失を軽減するため、耐震化、耐浪化、不燃化等必要な事業を推進し、津波に対する安全性を一層高める。

第2 公共建築物

町は、庁舎、学校、社会福祉施設等の要配慮者に関わる施設、不特定多数収容施設等、特に防災上重要な公共建築物の耐震性、耐浪性の向上に努める。

1 町有建築物

町は、津波による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断等を実施し、診断結果に基づき必要のある建物については、精密診断、補強工事等を行っていく。

また、停電時に備え、自立型の電源設備の整備・維持管理に努める。

2 教育施設

町及び学校施設の管理者は、災害時における児童・生徒、教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

(1) 校舎の耐震性、耐浪性の強化

校舎等の耐震性、耐浪性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能の拡充

災害時における防火用水及び生活用水や飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を検討する。

第3 一般建築物

町内の公共建築物とともに、大規模小売店、医療機関等多数の住民が集まる建築物、さらには危険物施設及び一般住宅等について耐震性、耐浪性の強化を図るため、町は建築基準法に基づき、県と協力し指導するものとする。

また、戸建木造住宅の耐震診断や耐震化工事の普及、助成等の啓発に努める。

第4 ブロック塀等の安全対策

町は、県の協力により、通学路のコンクリートブロック塀、石塀等の重点的な安全点検を実施するとともに、耐震補強方法を指導し安全管理の徹底を図るものとする。

また、通学路及び避難道路沿いの住民や施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策の徹底を図る。

第5 落下物防止対策

町は地震発生による二次災害を防止するため、家屋内の家具転倒防止、照明器具の落下防止等を地域住民に周知徹底させるとともに、高層建築物のガラスの破損と飛散を防止するため、はめ殺し窓の改造、落下防止庇の設置等について積極的に指導するものとする。

また、落下物による災害発生の可能性の高い地域内においては、広告物や外装材等二次部材の落下の恐れのある建築物について安全確保を図るため、調査と改善指導を実施するものとする。

第6 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

町は、津波災害特別警戒区域の指定のあったときは、区域内において、津波から逃げるのが困難な要配慮者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

なお、津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の建築物の耐浪化等に努める。

第6節 ライフライン施設等の予防対策

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 総務課、上下水道課 |
| 防災関係機関等 | 東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センター、東日本電信電話(株)宮城事業部、(一社)宮城県LPガス協会仙南第三協議会、その他関係機関 |

第1 目的

災害時に上水道、電気、ガス、通信施設が被害を受けると、住民生活や経済活動に大きな影響が出るだけでなく、応急対策活動にも支障が出るため、町及び施設の管理者は各施設の安全性を向上させるとともに、災害時の応急対策に向けての体制を整えておく。

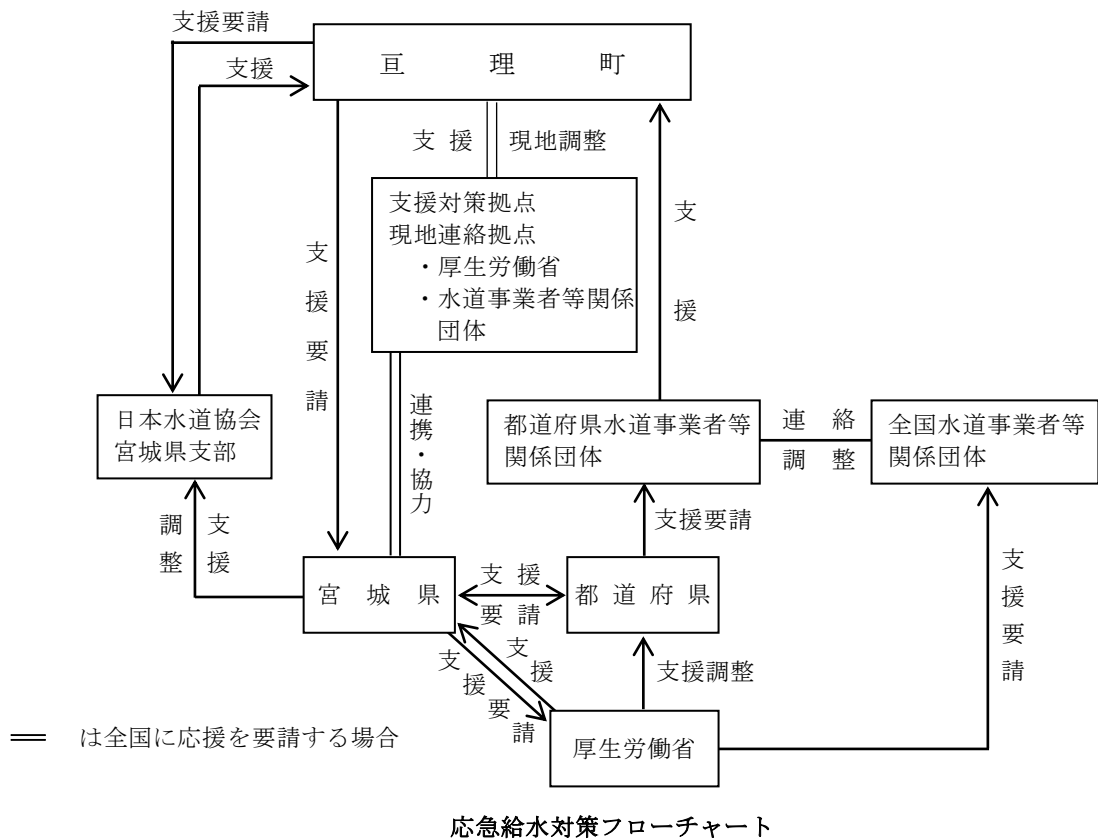
第2 上水道施設

1 水道施設の安全性の向上

- (1) 上水道施設の耐震性・耐浪性の向上を図る。特に配水池及び配水幹線の強化に重点を置くものとする。
- (2) 配水システム全体としての安全性を強化するため、配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、隣接市町の水道事業体間の連絡管網の整備を図る。
- (3) 応急給水用の水を確保するため、田沢浄水場の適正な維持管理及び応急給水施設の整備を図る。

2 危機管理体制の確立

- (1) 上水道施設が被災したときに迅速な対応が行えるよう、災害対策本部の配備体制に基づき、情報連絡体制、初動体制、被災施設の復旧工事及び応急給水活動の行動計画を作成する。
- (2) 常に配水管台帳を整備し、施設の現状把握に努める。
- (3) 復旧工事用の資材を確保するため計画的な備蓄に努める。
- (4) 給水タンク等の応急給水用資機材の整備強化を図る。
- (5) 発電機や燃料、給水先の表示旗の備蓄に努める。



第3 下水道施設

1 下水道施設の安全性の向上

下水道施設の耐震性・耐浪性の向上を図るとともに、指定避難所や医療機関など災害時の拠点施設の整備に努める。

2 危機管理体制の確立

- (1) 下水道施設が被災したときに迅速に応急対策を行えるよう、災害対策本部の配備体制に基づき、組織体制や情報連絡体制、施設の復旧工事等の計画を立てておくとともに、復旧用資機材を整備しておく。
- (2) 下水道台帳を整備するとともに、台帳のコンピュータ管理、バックアップ体制を確立する。
- (3) 下水道施設の新設、改築、更新に当たっては耐震性の向上や液状化対策を計画的に推進する。
- (4) 民間事業者等との協定締結などにより発災後の下水道の維持・修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実、下水道の機能を維持するため、可搬式ポンプその他の必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

第4 電力施設

電力施設の災害予防対策は、東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センターが行う。

1 電力施設の安全性の向上

電力施設の安全性の点検及び補強を推進する。

町には変電所があり(亘理町字上茨田 46-1)、送電、変電、配電の施設が該当するが、特に役場や指定避難所、医療機関、関係機関など災害時の重要施設への配電設備の安全性を強化する。

2 危機管理体制の確立

災害時の応急対策を迅速に行えるよう、組織体制や連絡体制、応急復旧工事等の体制を確立する。また、町及び消防署等との連絡体制を整備し、各地区や指定避難所などの停電状況等を把握できるような体制を整備する。

他事業所等からの電力融通体制や応急対策に必要な資機材及び応援体制を整備する。

地震後の火災等の二次災害防止のため、利用者によるブレーカーの開放等の通電火災予防対策に関する広報を実施する。

第5 ガス施設

ガス施設の災害予防対策は、液化石油ガス販売事業者及び消防機関が行う。

1 緊急出動に関する相互協定

液化石油ガス事業者及び町、あぶくま消防本部、亘理警察署、その他関係機関は、液化石油ガスの漏れ等の事故に対処するため、通報連絡体制、出動体制、液化石油ガスの緊急遮断並びに再開、警戒区域の設定、住民の避難等について協議し定める。

2 初動体制の確立

液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保、教育の徹底を図るとともに、液化石油ガスの漏れ事故発生時における初動体制について消防機関と事前に十分打合せを行い、非常体制を確立する。

(1) 液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び県が毎年定める「液化石油ガス販売業者等保安対策指針」に基づき、災害予防のため日常より消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

イ 消費者全戸への安全器具(ガス漏れ警報機、ヒューズコック、S型メーター等)の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進

ロ 耐震性・耐浪性の確認(転倒防止用のチェーン等による固定状況の把握)と向上(ガス放出防止装置等の設置)

ハ 各設備の定期点検等の着実な実施と基準不適合設備の解消

ニ 周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)

(2) 一般社団法人宮城県LPガス協会は、販売事業者と協力して、日頃から消費者への保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図る。

また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

(3) 県は、上記の内容に関して、立ち入り検査等を通じて指導助言を行う。

3 ガス使用設備の点検、整備の促進

消防機関は、液化石油ガス販売事業者と協力して、液化石油ガス使用設備の点検を実施するとともに、基準不適合設備の解消を図る。

4 防災教育の普及

消防機関は、ガス事業者等と協力し、液化石油ガス消費設備を有する事業所、ガス消費者その他の関係者に対し、液化石油ガス防災訓練、液化石油ガス使用設備等の自主点検方法に関する防災教育を実施する。

また、一般家庭を中心にヒューズコック、強化ガスホース、消火安全器、ガス漏れ警報器、S型メーター等の安全装置及び安全装置付き消費機器の普及並びに給排気設備の適正な設置について指導する。

第6 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者は、大規模地震時においても重要通信を確保できるように、平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震・津波に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策や、やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に設置する場合は、電気通信設備の上階設置等の耐浪性を推進する。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬形無線装置、衛星通信装置、及び移動電源車等災害対策機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配備・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の整備を図る。

4 停電とふくそう対策

非常電源の確保や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

第7節 危険物施設等の予防対策

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 総務課 |
| 防災関係機関等 | あぶくま消防本部、亶理警察署、亶理危険物安全協会、 その他防災関係機関 |

第1 目的

震災時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震・津波対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。

また、各危険物施設や護岸等の耐震・耐浪性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

第2 現況

本町における危険物等施設の現況は、主に町中心部や逢隈地区の工業団地、市街地等に点在している。なお、危険物等の施設とは、概ね次の施設とする。

- 1 消防法第10条に定める施設
- 2 火薬類取締法第3条、第5条及び第11条に定める施設
- 3 高圧ガス保安法第5条及び第16条に定める施設
- 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第11条及び第36条に定める施設
- 5 毒物及び劇物取締法による毒物、劇物保有事業所

第3 事業所等の災害予防措置

施設の管理者などは、危険物等の保安措置を確実にを行うため、保安監督者、火薬類保安責任者、高圧ガス作業主任者、毒物・劇物等の管理責任者を選任し、取り扱い作業の保安監督を行わせるとともに、資格者の養成及び複数の選任に努める。また、次に掲げる措置体制を確立し、実施する。

1 危険物施設

(1) 危険物事業所は、自主保安体制の充実強化のため次の対策を行う。

- イ 安全管理上の向上を図るため、施設管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等に対する保安教育の実施
- ロ 危険物施設の耐震設計基準について、法令に定められている技術上の基準に適合した状態の維持及び耐震性の強化
- ハ 自衛消防組織等の育成の推進及び効果的な自主防災体制の確立
- ニ 化学消防力の強化及び資機材の整備、備蓄の促進

(2) 亶理地区防災安全協会は、危険物事業所の施設管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等に対する講習会等を開催する。

- (3) あぶくま消防本部は、危険物施設の実態把握に努めるとともに、危険物施設管理者に対し、自主保安体制の充実強化等について、立ち入り検査等を通じて指導助言を行う。

2 高圧ガス施設

- (1) 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、保安体制等の充実のため次の対策を行う。
- イ 施設管理者、保安統括者・保安係員等に対する非常時にとるべき処置等の保安教育の実施
 - ロ 自主的な保安体制の強化
 - ハ 緊急時の関係機関に対する連絡体制の整備
 - ニ 事業者間の相互応援体制の整備推進
 - ホ 防災訓練の実施及び災害対応マニュアルの作成の推進
- (2) 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の高圧ガス施設の実態把握に努めるとともに、高圧ガス事業者に対し、立入検査や講習会等を通じ保安体制の充実強化について指導助言を行う。

3 火薬類施設

- (1) 火薬類製造、販売、貯蔵等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類による事故発生防止のため、次の対策を行う。
- イ 定期自主検査、保安教育の実施
 - ロ 製造施設、火薬庫の維持点検等自主的な保安体制の強化
 - ハ 緊急時の関係機関に対する連絡体制の整備
- (2) あぶくま消防本部は、火薬類製造、販売、貯蔵等の火薬類施設の実態把握に努めるとともに、火薬類事業者に対し、立入検査等を通じ事故発生防止等について指導助言を行う。

第4 町長等の措置

町長は、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の防災対策を実施するために必要と認めるときは、あぶくま消防本部、互理警察署及び又は県と相互に情報を交換する。

町長、消防長及び知事は、危険物施設等に対し防災対策の確立を期すため、次に掲げる措置を講ずる。

1 予防査察の実施

- (1) 危険物施設等について、位置、構造及び設備の技術上の基準や管理状況等の関係法令への適合状況並びに火災の危険性や地震による倒壊等の危険性について査察を実施し、改善等について指導する。
- (2) 移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両について、走行車及び常置場所等で立入り検査を実施し、法令基準に適合するよう指導するとともに、輸送する事業所に対し災害発生時の措置及び安全対策を指導する。

2 複雑多様化する危険物などによる災害対策を強化するため、化学消防車等の整備を進める。

3 危険物取扱者等関係者に対し、適宜、講習会、研修会を開催し、法令の説明、危険物の

貯蔵取り扱いなど、適正な保守管理等について指導する。

- 4 事業所等における自衛消防組織の育成と、災害時の応急体制の整備を促進する。
- 5 事業所等における応急対策に必要な資機材の整備を促進する。
- 6 互理地区行政事務組合火災予防条例等の趣旨徹底を図る。
- 7 その他、火災予防に対する措置を徹底する。

(危険物施設は、資料編「危険物施設」を参照)

第8節 防災知識の普及

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 全 課 |
| 防災関係機関等 | あぶくま消防本部、東日本電信電話(株)宮城事業部、 その他防災関係機関 |

第1 目 的

町は「自らの安全は自ら守る」という基本的な考えのもとに、防災業務従事者や一般の住民、事業所等に対し、防災に関する知識の普及を図る。住民が受け身ではなく、自ら進んで防災に対する意識を新たに、防災知識が得られるよう対策を講じながら防災無関心層をなくすよう努める。

第2 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

災害発生時の、町及び防災関係機関は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後津波対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭及び地域における防災対策

2 住民への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

イ 総合防災訓練、講演会等の実施

町は、住民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させる。

ロ 防災とボランティア関連行事の実施

町は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

ハ 東日本大震災発生日の位置づけ検討

町は、東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するため、その発生日（3月11日）の位置づけについて検討する。

(2) 防災マップ等の活用

イ 各種防災関連データの発信

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを防災マップ等の形で分かりやすく発信する。

ロ リスクコミュニケーションの実施

町は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災マップ等を活用し、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有（リスクコミュニケーション）に努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る。

(3) 普及・啓発の実施

イ 津波の危険性等の周知

町は、防災関係機関と連携し、住民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

ロ 住民への普及・啓発事項

町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- | |
|--|
| <p>①地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動</p> <p>②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>③地震・津波に関する一般的な知識</p> <p>④災害危険性に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none">・各地域における避難対象地区・孤立する可能性のある地域内集落 など |
|--|

⑤避難行動に関する知識

- ・宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること
- ・強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・大津波警報、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ・海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難すること
- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- ・津波が河川を遡上すること
- ・津波は長時間継続するので、津波警報が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること（自己判断をしない）
- ・津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと
- ・指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難
- ・各地域における災害種別毎の指定緊急避難場所等及び避難路に関する知識
- ・各地域における避難指示（緊急）等の伝達方法 など

⑥津波の特性に関する情報

- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ・第一波が最大とは限らないこと
- ・津波は繰り返し襲ってくること
- ・第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性 など

⑦津波に関する想定・予測の不確実性

- ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ・地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震の場合には、大津波警報や津波警報で発表される津波の高さが「巨大」、「高い」と定性的な表現になること
- ・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- ・指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ること
- ・津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること など

⑧家庭内での予防・安全対策

- ・「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄
- ・毛布等各自必要と思われるもの
- ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ・飼い主による愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など

⑨災害時にとるべき行動

- ・近隣の人々と協力して行う救助活動
- ・自動車運行の自粛
- ・その他津波警報等の発表時や避難指示（緊急）等の発令時にとるべき行動
- ・様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)でとるべき行動
- ・指定緊急避難場所、指定避難所での行動 など

⑩その他

- ・正確な情報入手の方法
- ・防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など

(4) 要配慮者及び観光客等への配慮

イ 要配慮者への配慮

町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

ロ 観光客等への対応

町及び施設管理者は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要となるパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、指定緊急避難場所等（津波避難丘、を含む。）を示す標識を設置する等、広報に努める。

(5) 災害時の連絡方法の普及

イ 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話株式会社宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」の利用推進を図り、町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

ロ 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

(6) 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

(1) 関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

(2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震・津波災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

イ 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。

ロ 各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。

ハ 宮城海上保安部は、船舶への立入検査又は訪船指導の際に防災関係資料の配付等を行う。

(3) 船舶への防災知識の普及

町は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

イ 沖合で航行・操業中に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域（以下、「沖」という。）へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。

ロ 沖へ退避した船舶は、津波警報、津波注意報が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。

ハ 港内で作業中（係留中）に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸上の指定緊急避難場所等へ避難すること。

4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

(1) 津波防災マップの整備

イ 防災マップの作成・周知

町は、県が津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定した際には、当該津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波防災マップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

なお、津波防災マップを作成するにあたっては、住民等の生活範囲などを考慮した町界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など「水害ハザードマップ作成の手引き」（H28.4国土交通省）を参考に作成する。

ロ 防災マップの有効活用

町は、津波防災マップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波防災マップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

(2) 日常生活の中での情報揭示

イ 円滑な避難を支援するための情報揭示

町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所等や避難路・避難階段など、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

ロ 浸水高等を示す場合の留意点

町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

町は、観光地、観光施設、海水浴場、釣りスポット、鉄道駅及び乗船場といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、指定緊急避難場所等や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

5 ドライバーへの啓発

(1) 危険性の周知

津波発生時には、地震に伴う道路の損傷や一人ひとりの自動車の使用により渋滞を招く可能性があることなど、ドライバーに対し、徒歩避難の原則と自動車による避難の危険性を徹底的に周知する。

(2) 運転中における発災時の対応の周知

町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等について、周知に努める。

6 社会教育施設や防災拠点の活用

町は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用を努める。

第3 学校等教育機関における防災教育

1 学校等教育機関は、町、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

イ 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

ロ 地理的要件など地域の実情に応じ、津波等様々な災害を想定した防災教育を行う。

ハ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校時など校内外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

4 教育委員会及び社会教育関係機関は、町民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。

5 町及び教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実にために町内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市町村単位で防災担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。

- 6 町及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 7 町及び教育委員会は、各学校等において、防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。

第4 町民の取組

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

「最低3日間、推奨1週間」に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置など、安全対策に努める。

2 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

3 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、津波避難時の行動の確認や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

4 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第5 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

町は、国・県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、県は、町からの資料の収集体制の構築に努める。

2 伝承機会の定期的な実施

町は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、町民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

3 伝承の取組

町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第9節 地震・津波防災訓練の実施

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 主な実施担当 | 総務課 |
| 防災関係機関等 | あぶくま消防本部、互理警察署、地域災害拠点病院、 その他防災関係機関 |

第1 目的

地震・津波発生時に、町は関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、地震・津波防災訓練を行う。

第2 町が行う防災訓練

1 防災訓練の目的及び内容の明確な設定

町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

2 訓練の実施・参加

町長は、法令及び地域防災計画の定めるところにより、単独又は防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。

防災訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係する公私の団体の参加、協力により実施する。

また、応援協定を締結している市町村・団体等と連携した訓練を実施するとともに、それぞれの防災訓練の実施にあたっては、次の点に留意して行う。

- ・住民、防災機関、自主防災組織等各機関の円滑な連携
- ・これまでの災害の教訓を生かした実践的な訓練
- ・最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた訓練の実施
- ・夜間等さまざまな場面を想定した訓練の実施
- ・情報の伝達や初動体制の迅速な立ち上げ
- ・高齢者や障害者等の要配慮者及び外国人への情報伝達、避難等の訓練と、避難訓練への積極的な参加の呼びかけ
- ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- ・訓練への参加者の拡大
- ・各地域の特性に応じた訓練の実施
- ・訓練後の評価、課題の改善策の検討
- ・地域防災計画の実効性の検証

3 訓練の内容

町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、住民がとるべき身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るため、実働訓練及び図上訓練を行う。各訓練の内容については、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

(1) 総合防災訓練

内 容

町、県、警察署その他関係機関及び住民が一体となった、2種類以上の防災訓練を総合的に実施する。

- ・災害対策本部運用訓練
- ・救出救護訓練
- ・緊急輸送訓練
- ・職員招集訓練
- ・警備、交通規制訓練
- ・公共施設復旧訓練
- ・通信情報訓練
- ・炊き出し、給水訓練
- ・水害防止訓練
- ・広報訓練
- ・火災防御訓練
- ・自衛隊災害派遣訓練
- ・避難訓練
- ・その他

実施時期…… 6月（みやぎ県民防災の日が6/12のため）

(2) 水防訓練

内 容

- ・通報訓練
- ・観測訓練
- ・動員訓練
- ・工法訓練
- ・その他必要な訓練

実施時期…… 7月

実施場所……阿武隈川河川敷

(3) 消防訓練

内 容

- ・消防機関の出動（操法、放水等を含む）、避難誘導、救出救助、通信、連絡等
- ・火災の危険地域を中心に、建物火災、林野火災防御等の訓練

(4) 避難訓練

内 容

- ・総合防災訓練等とあわせて実施
- ・避難の指示、誘導、伝達方法等
- ・町長は、住民を対象とした避難訓練を年1回実施
- ・教育委員会及び小・中学校長は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。
- ・津波発生時における、沿岸部から内陸部への避難について、訓練を行う。
- ・町長は、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設、娯楽施設等多数の人が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難計画の策定及び訓練の実施について指導を行う。

(5) 通信訓練

内 容

- ・災害時の、平常時通信から災害通信への迅速かつ的確な切り替え

- ・通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達
- ・通信機器の点検、整備等

(6) 非常招集訓練

内 容

- ・突発的な災害の発生に備え、災害対策本部の設置等防災活動組織の整備を図ることを目的とする。
- ・必要な職員等を迅速かつ確実に招集できるようにする。
- ・遠隔地居住職員への対応

(7) 都市施設等応急復旧訓練

内 容

- ・交通、電力、電気通信、ガス、水道等各施設の管理者は、応急復旧計画に基づき実施する。

4 課題の発見とフィードバック

町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方自治体の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

1 実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項（シナリオ）については、過去の大震災等の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

2 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、町単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

4 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て指定避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

5 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

第4 通信関係機関の非常通信訓練

東北総合通信局、県、市町村及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

第5 学校等の防災訓練

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する学校等は、大津波警報・津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- 2 校内外活動（自然体験学習、校外学習を含む）等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 津波災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 4 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 5 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、大津波警報・津波警報発表の際、学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。子供に対しても、大津波警報・津波警報等が発表されたら、すぐに避難するなどの防災教育を徹底する。

第6 企業の防災訓練

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する企業は、大津波警報・津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- 2 災害発生時に備え、各自治会・町内会、地域住民並びに各企業・事業所等と連携し、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

（訓練内容）

避難訓練（避難誘導等を含む）

消火訓練

救急救命訓練

災害発生時の安否確認方法

災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）

災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練

災害救助訓練

町・自治会・他企業との合同防災訓練

施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第7 訓練及び普及内容

町等防災関係機関は、津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民が参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。

<考えられる訓練内容>

| | |
|----------|--|
| 1 | 津波警報等、津波情報等の収集、伝達 |
| | 初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。 |
| 2 | 津波避難訓練 |
| | 自らの避難に際し計画した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては民有地等に避難する必要がある、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。 |
| 3 | 津波防災施設操作訓練 |
| | ①誰が、いつ、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。 |
| | ②津波予想到達時間内に操作完了が可能か。 |
| | ③地震動等により操作不能となった場合の対応はどうするか。などの現実起こり得る想定の中で訓練を実施する。 |
| 4 | 津波監視訓練 |
| | 高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。 |

1 一般住民に対する内容

- (1) 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。津波注意報が発表されたときは、直ちに海からあがって海岸に近づかない。
- (4) 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報・注意報が解除され安全になるまで避難行動を止めない。
- (5) 津波注意報でも海水浴や磯釣り等は危険なので行わない。
- (6) 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。

2 船舶に対する内容

- (1) 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。
- (2) 津波警報等が発表された場合、以下の対応を基本とした避難行動をとること。
なお、町とあらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

- イ 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域（以下、「沖」という。）へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する等、人命を最優先に対処する。
- ロ 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
- ハ 港内で作業中（係留中）に津波警報等が発表されたら、増し舳いを取る等、可能な流出防止措置を講じて直ちに陸上の指定緊急避難場所へ避難すること。
- ニ 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報等が解除され安全になるまで避難行動を止めない。

第10節 地域における防災体制

| | |
|---------|-------------------------|
| 主な実施担当 | 総務課 |
| 防災関係機関等 | あぶくま消防本部、亘理警察署、地域災害拠点病院 |

第1 目的

災害による被害の拡大を防ぐためには、各地域における対策が重要であり、町及び消防機関は住民や事業所等による自主防災組織の育成、指導に努める。

第2 自主防災組織の役割

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害が発生したときには、町や防災関係機関だけで応急対策を行うことは難しく、住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行わなければならない。また、地域の高齢者や障害者、外国人等を把握し、避難誘導等を行うためにも、その中心となる住民による防災組織が必要になる。

2 自主防災組織の活動にあたって

災害が発生したときには、住民が「自らの身、自分たちの地域は自らで守る」という意識のもとに行動することが必要である。また、住民の防災に対する知識や防災資機材の活用が、自主防災組織の活動を支える。

第3 自主防災組織の育成・指導

- (1) 現在、本町では自主防災組織の活動が進んでいる。今後も、自治会・町内会を単位とした自主防災組織の活動を活性化させるため、消防機関は自治会長・町内会長など地域の指導者へ組織の必要性の啓発を図る。その際、女性の参画の促進に努める。
- (2) コミュニティ活動の一環として自主防災活動の活性化を図るとともに、婦人防火クラブ等民間の防災組織と連携しながら、地域が一体となった活動ができる体制づくりを促進する。
- (3) 県や関係機関と連携し、自主防災組織のリーダーを対象に、研修会・講習会を開催するなど、地域の自主防災力の向上を図る。
- (4) 自主防災組織に対し資機材の提供など必要な援助を行い、自主防災活動の支援に努める。
- (5) 事業所の防災組織と連携して、地域の防災力の向上を図る。
- (6) 自主防災組織に対し、地区防災計画・避難計画作成等に対する指導に努める。

第4 自主防災組織の活動

災害時には、自主防災組織と住民、防災関係機関との連携が重要になる。そこで、各々の役割分担を明確にするため、自主防災組織の活動内容は次のとおりとする。

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

イ 防災訓練への参加

災害が発生したとき、住民が適切な措置をとることができるよう、町等が実施する防災訓練へ参加する。

ロ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ハ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所等まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

ニ 救出・救護訓練の実施

救助用資機材を使用した漂流者等の救出活動及び負傷者や溺れた者、家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

ホ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、町担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織は災害時に速やかな応急活動が出来るよう資機材の整備に努め、また、日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。また、給水先の表示旗の備蓄に努める。

(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より、避難行動支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

2 災害発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

イ 地域内の被害情報の収集方法

ロ 連絡をとる防災関係機関

- ハ 防災関係機関との連絡方法
 - ニ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
- (2) 救出・救護活動の実施
- がけ崩れ、建物の倒壊等により負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。
- また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。
- さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。
- (3) 避難の実施
- 町長の避難勧告・避難指示（緊急）又は警察官等から避難指示（緊急）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所等に誘導する。
- 避難の実施にあたって、次の点に留意する。
- イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
 - (イ) 市街地・・・・・・・・・・火災、落下物、危険物
 - (ロ) 山間部、起伏の多いところ・・・・がけ崩れ、地すべり
 - (ハ) 海岸地域・・・・・・・・・・津波
 - (ニ) 河川・・・・・・・・・・津波、決壊、氾濫
 - ロ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。
 - ハ 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。
- (4) 指定避難所開設・運営への参画
- 指定避難所の開設については、施設管理者若しくは町職員が、施設の安全を確認した上で指定避難所を開設する。指定避難所の運営が長期にわたる場合には、避難した住民が中心となって指定避難所の運営にあたるよう努める。
- (5) 給食・救援物資の配布及びその協力
- 避難が長期間にわたり、炊き出しや救援物資の支給が必要な時には、組織的な活動が不可欠であるため、婦人防火クラブや自主防災組織等が町と連携し炊き出しを行うほか、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

3 地域安全活動

町は、警察署等と連携し、地域住民による地域安全活動の中核となる防犯実働隊に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動への支援を行う。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

町は、自主防災組織等による地区内の自発的な防災活動に関する計画の作成を支援する。また、計画を町地域防災計画に位置づけるよう自主防災組織等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画として定める。

第6 地域社会づくり

災害時の避難生活においては、日頃から強力なリーダーがいたり、あるいは地域社会のコミュニケーションがとれているところでは、迅速な協力体制や新たな地域社会がつくられるなど、日頃の地域社会のあり方によって、被災後の生活再建への取り組みが大きく変わる。そこで、地域社会づくりへのさまざまな支援を行う。

- ・ 地域情報の紹介によるコミュニティ意識の啓発
- ・ だれもが参加できるコミュニティ行事の開催
- ・ コミュニティ組織づくりの推進
- ・ コミュニティリーダーの育成
- ・ コミュニティセンター、集会所の整備

第11節 ボランティアの受入れ

| | |
|---------|-----------------------------|
| 主な実施担当 | 総務課、福祉課、長寿介護課、企画課、財政課、都市建設課 |
| 防災関係機関等 | 社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部等 |

第1 目的

町及び防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、地域団体やNPO等（以下、ボランティア関係団体」という。）の活動に対して積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

また、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

1 生活支援に関する業務

- (1) 指定避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者、障害者等の介護補助
- (5) 清掃活動
- (6) その他被災地での軽作業

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2) 被災宅地の危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障害者等への介護
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) IT機器を利用した情報の受発信
- (9) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 災害ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア関係団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害

時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

1 町内のボランティア関係団体等

- ・ 婦人防火クラブ連合会
- ・ 各種ボランティア団体
- ・ 日赤奉仕団

災害時には、これらの団体を軸に、町内及び町外から応援に来てくれるボランティア、県のボランティア団体及び町、防災関係機関等がそれぞれ連携・協力し合い円滑な応急活動を行う必要がある。

そこで、町社会福祉協議会は、町内のこれらの団体の協力により「亙理町災害ボランティアセンター」を設置し、県のボランティア団体及び町との連携体制の確立、災害ボランティアの育成、災害時のボランティアの受付、作業の分担等を行う。

町は、「亙理町災害ボランティアセンター」が速やかに立ち上げられるよう平常時から災害ボランティアの育成等を支援する。

2 県におけるボランティア関係団体等

- ・ 日本赤十字社宮城県支部

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力するとともに、日本赤十字社の仲介により、行政機関の要請を受け、応急活動を行う。

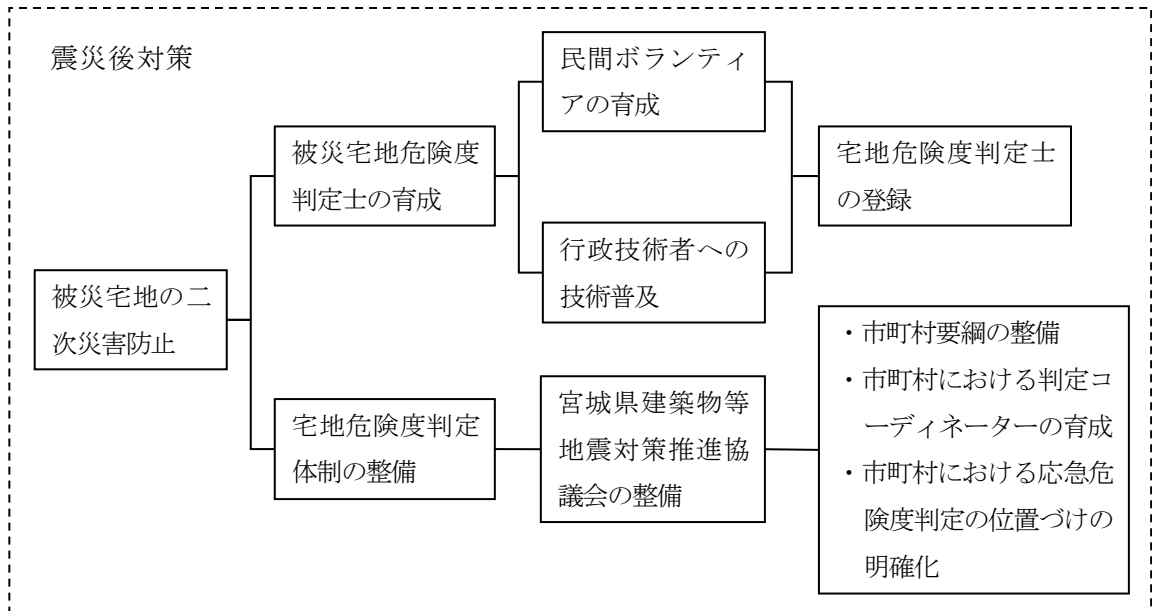
第4 専門ボランティアの育成及び登録

災害時の応急活動に必要な専門的な知識・技術をもった専門的ボランティアの育成については、町内のボランティア団体と協力し、専門の教室・講座等を開催し育成に努める。

1 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、その後の地震などによる二次災害の防止を目的として、その安全性を判定するものである。

宮城県建築物等地震防災総合対策フロー（部分）



出典：宮城県地域防災計画
(平成31年2月現在)

2 防災エキスパート制度

東北地方整備局が発足させたもので、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動に従事してもらう。

3 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し町の職員だけでは十分な対応ができない。

そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集する。

第5 一般ボランティアの受入れ体制

1 一般ボランティアの受入れ体制づくり

町社会福祉協議会は、町及び県社会福祉協議会と連携し、町内ボランティア団体等の協力を得ながら、次のような準備、取組を行う。

(1) ボランティア受入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(2) 受入れ体制の整備

ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等での広報やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入れのための体制を構築するよう努める。

(3) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部、ボランティア関係団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

町は、災害ボランティアの受入れに必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを、町社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第6 民間団体等への応援要請

町内には、(一社)亘理郡医師会、建築士協会などさまざまな民間の専門機関があり、災害時にはこれらの団体の協力を得て、万全の応急対策がとれるよう、災害時の応援要請を依頼する。

また、災害時に事業所の協力も得られるよう、日頃から事業所に対して防災活動への協力を依頼する。

第7 ボランティアの保険

ボランティアの受入窓口は、亘理町社会福祉協議会が担当するため、ボランティアの保険加入については、亘理町社会福祉協議会にて対応する。

第12節 企業等の防災対策の推進

| | |
|---------|-----------|
| 主な実施担当 | 総務課、商工観光課 |
| 防災関係機関等 | — |

第1 目的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

(3) 事業継続計画（BCP）の策定

事業継続計画（BCP）においては、災害発生後の緊急時対応（人命救助、安否・安全確認等）と復旧対応（片付け、施設・設備復旧等）を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。

(4) 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

(5) 津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設に係る避難確保計画

県は、津波浸水想定の設定を令和3年度当初に公表し、引き続き、津波災害警戒区域を指定する予定である。

町は、津波災害警戒区域の指定があった場合には、町地域防災計画に津波災害警戒区域内の主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の名称、所在地、津波に関する情報及び津波警報等の伝達方法等を定めるものとする。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められたこれらの要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告する。

2 町及び防災関係機関の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業防災の取組支援

町は、企業防災分野の進展に伴って増大する事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズに対し、情報提供等による支援を行う。

(3) 企業の防災力向上対策

町及び各業界の民間団体は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

第3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な地震・津波災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

(1) 防災訓練

(2) 従業員等の防災教育

(3) 情報の収集・伝達体制の確立

(4) 火災その他災害予防対策

(5) 避難対策の確立

(6) 応急救護

(7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

- (8) 施設耐震化・耐浪化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力
- (11) コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- (12) 大型の什器・備品の固定

これらの事業所については、防災訓練の実施、防災行動マニュアルの作成等を指導するとともに、消防署と協力し、防火管理者講習会による事業所の防災組織の育成を図る。

第13節 津波監視体制・伝達体制の整備

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 総務課、企画課、財政課 |
| 防災関係機関等 | 県警察本部、宮城海上保安部、東北地方整備局仙台河川 国道事務所、仙台管区气象台、東日本電信電話(株)宮城 事業部 |

第1 目的

津波発生の際に速やかに警戒態勢がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。

第2 津波の観測体制の整備

仙台管区气象台では、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づき迅速な津波警報等、津波情報等の発表及び伝達に努める。

(1) 津波警報等の種類

イ 津波警報等の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 津波の高さ 予想の区分 | 発表される津波の高さ | | 津波警報等を見聞きした場合 にとるべき行動 |
|----------|--|----------------|------------|--------------------|---|
| | | | 数値での 発表 | 巨大地震 の場合の 発表 | |
| 大津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合 | 10m<高さ | 10m超 | 巨大 | 陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台など安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| | | 5m<高さ ≤10m | 10m | | |
| | | 3m<高さ ≤5m | 5m | | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 1m<高さ ≤3m | 3m | 高い | |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 0.2m≤高さ ≤1m | 1m | (表記なし) | 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。また、陸域においても、海岸堤防がないなどのため、浸水が想定される地域にいる場合は、ただちに高台など安全な場所へ避難する。 |

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

ロ 津波警報等の留意事項

- (イ) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に合わない場合がある。
- (ロ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- (ハ) 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

第3 津波監視体制の整備

1 津波観測機器の維持・整備

町は、津波襲来の場合に備え、国・県・その他関係機関等と連携し、津波観測体制の整備に努める。また、NHK 定点カメラや国土交通省河川情報カメラの情報を活用できるよう、データ取得体制を整備しておく。

2 観測情報の共有化

町及び防災関係機関は、各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

3 伝達体制の整備

東北地方整備局は、GPS波浪計の沖合波浪観測情報を速やかに関係地方公共団体等へ伝達できる体制の整備を推進する。

(資料編「県内津波観測施設等設置箇所一覧」参照)

第4 津波警報等、避難指示（緊急）等の伝達体制の整備

1 県の対応

県は、総合防災情報システム「MIDORI」を活用し、仙台管区気象台からの津波警報等を迅速に沿岸市町に伝達するとともに、職員が所持する携帯電話等へ自動的に転送し、初動体制の確立を図る。

2 町の対応

(1) 避難指示（緊急）等の発令基準の設定

イ 発令基準の策定・見直し

町は、津波警報等の内容に応じた避難指示（緊急）等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難勧告等に関するガイドライン」(平成31年3月)を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

津波の場合は、原則として、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告は行わず、津波警報等の内容に対応した対象区域に避難指示（緊急）を発令するものとする。

また、躊躇なく避難指示(緊急)等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

ロ 伝達体制の整備

町は、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

ハ 国又は県に対する助言の要請

町は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、避難調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

イ 多様な情報伝達手段の確保

町は、さまざまな環境下にある職員や住民等に対し、津波警報・注意報等の伝達手段として、同報無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車のほか、関係事業者の協力を得ながら、メディア（FMラジオ等）、携帯メール（亶理町メール配信サービス（ほっとメール便）、緊急速報メール）等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、指定緊急避難場所等の周知を図る。

ロ 確実な伝達方法の確保

町は、気象庁からの津波警報・地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）等を整備すると共に、同報無線との自動起動を推進する。

また、町は、障害に強い伝達体制の整備と併せ、自動配信型（プッシュ型）の情報伝達も充実させるとともに、雑音に強い高品質な音声での通話・放送が可能となるようデジタル化を推進する。

ハ 自動車運転者対策

町は、走行中の自動車に対し、大津波警報・津波警報の発表状況、浸水想定区域、交通規制や迂回路、指定緊急避難場所等に関する情報を伝達する手段として、カーラジオ、カーテレビ、カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。

ニ 海域海岸利用者対策

町は、海域海岸利用者に対し、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光等視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段の普及に努める。その際、他地域の状況を踏まえつつ、可能な限り統一的な手法が用いられるよう考慮する

ホ 要配慮者対策

町は、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策について、十分検討を行うよう努める

(3) 伝達内容の検討

町は、大津波警報、津波警報等や避難指示（緊急）を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示（緊急）等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。

(4) 多様な条件下の考慮

町は、夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく。さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

(5) 津波地震や遠地地震の考慮

町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報等や避難指示（緊急）等の発表・発令・伝達体制を整える。

3 巨理警察署の対応

警察は、津波警報等が発表された場合には、町への通報伝達を行う。

4 宮城海上保安部の対応

(1) 迅速・的確な伝達体制の確立

イ 関係機関等に対する伝達

あらかじめ定めた津波警報等発表時の伝達系統図に従い、迅速・的確な情報提供を行う。

ロ 港内在泊船舶等に対する伝達

漁協・代理店等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

ハ 航行船舶等に対する伝達

航行警報、安全通信等により周知する。

ニ 港内作業員及び釣り客・海水浴客に対する伝達

工事作業会社、釣具店・海水浴場管理者等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

(2) 情報伝達訓練等の実施

迅速・的確な津波警報・注意報等の情報伝達を図るため、定期的に伝達訓練を実施するとともに必要に応じて連絡系統図の見直しを行う。

5 東日本電信電話株式会社の対応

(1) 津波情報伝達の迅速化、確実化

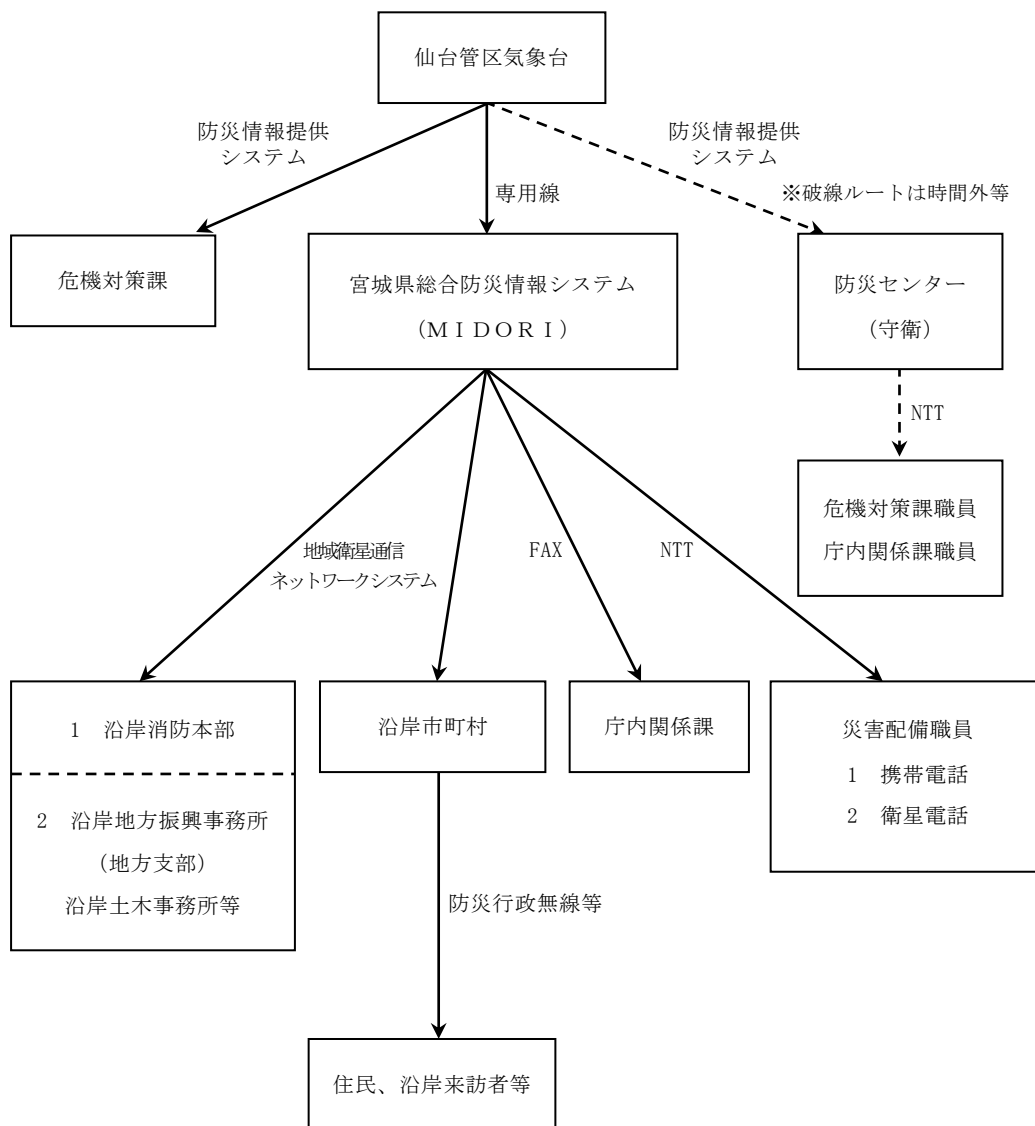
気象業務法に基づき、気象庁から大津波警報、津波警報の通知を受けたときは、直ちにその津波警報を関係市町村に対し迅速、確実な警報伝達に努める。

(2) 津波警報等伝達試験の実施

津波警報等伝達の迅速かつ確実な遂行を図るため、定期的にデータの送受信試験を実施し、伝達漏れ等の防止を図る。

第5 役割・責任等の明確化

県は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。



出典：宮城県地域防災計画

第14節 情報通信網の整備

| | |
|---------|-------------|
| 主な実施担当 | 総務課、企画課、財政課 |
| 防災関係機関等 | |

第1 目的

災害時には、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が非常に重要であり、有線通信が使えなくなったときやふくそうにより使用が困難になる場合に備えて、無線系通信手段などの複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に推進する。

第2 情報伝達ルートの多重化

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

第3 町防災行政無線の整備

町には、宮城県防災行政無線通信施設及び亘理町防災行政無線施設（同報系）、亘理町地域防災無線（移動系）があり、デジタル化されている。亘理町防災行政無線（同報系）については、町から住民への情報伝達のための屋外拡声器を整備するとともに、一部戸別受信機を設置している。

消防庁より伝達される防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容を屋外拡声器等で住民に伝達する。

また、放送された内容を再確認できる『防災行政無線テレフォンサービス』を開設し、情報の確実な伝達に努める。

亘理町防災行政無線通信施設（同報系）

| 無線局 | 設置場所 | 所在地概要 |
|-----------|----------|-------------|
| 親局（固定系） | 亘理町役場 | 亘理町字悠里1 |
| 遠隔制御局 | あぶくま消防本部 | 岩沼市末広1-6-32 |
| 屋外受信局（子局） | 町内一円 | 100局 |
| 戸別受信局 | 町公共施設ほか | 137局 |

※亘理町地域防災無線通信施設（移動系）は、固定局3局、車載型3局、可搬型32局、半固定型14局。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については耐震性・耐浪性の強化に努める。

第4 地域住民等に対する通信手段の整備

1 地域住民等からの情報収集体制の整備

町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、NHK、民間放送、FMラジオ等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話、衛星携帯電話、町ホームページ、メール（亶理町メール配信サービス（ほっとメール便）、緊急速報メール）、ソーシャルメディア等災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

また、広報車やサイレン等を利用する情報伝達手段も活用する。

第5 防災情報システム等

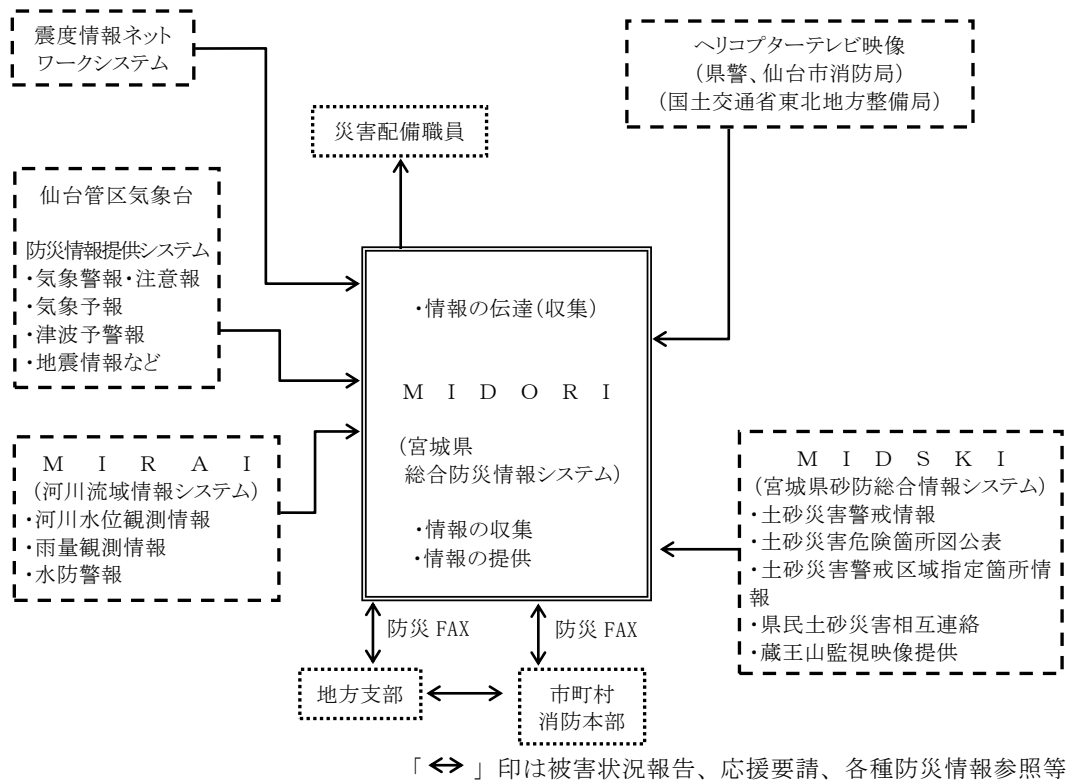
県は、「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」(以下「MIDORI」という。)を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。町及び消防本部等は、各種災害情報をMIDORIに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより被害の拡大防止を図る。

MIDORIは、県庁及び仙台地方振興事務所、市町村との間で、「宮城県土木部総合情報システム」として運用している「宮城県河川流域情報システム(MIRAI)」、「宮城県砂防総合情報システム(MIDSKI)」、「道路管理GISシステム」や「宮城県地域衛星通信ネットワーク」等の情報システムと連携している。

また、地震の際の震度情報に関しては「宮城県震度情報ネットワークシステム」も整備されている。

さらに、本町では一級河川の阿武隈川を抱えていることから、国土交通省の「川の防災情報」を活用し情報を収集し、加えて、仙台管区気象台の「防災情報提供システム」により、防災気象情報を収集する。

- (1) 各情報通信手段の操作について、日頃から訓練等を通じてその習熟に努める。
- (2) 災害時の停電に備えて自立型の電源設備を整備する。
- (3) 通信設備の耐震性耐火性の向上を図る。
- (4) 災害時に広報紙やチラシ等による広報活動を迅速に行うため、役場内で簡単な印刷物を作成できるよう、印刷機等の設備を整備する。



《宮城県総合防災情報システム概要図》

第6 役場データのバックアップ体制

役場がコンピュータで処理している行政情報については、日頃から日、週、月単位でデータのバックアップに努めるとともに、役場庁舎が被災した場合に備え、今後とも遠隔地でのデータの保管及び、適正な管理に努める。

第7 非常用電源の確保

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。

第8 大容量データ処理への対応

町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図るよう努める。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置に努める。

第9 施設の点検・管理と訓練

日頃から、各通信設備の点検・維持管理に努めるとともに、各職員は通信設備の使用方法や応急処置等を習熟するよう努める。

また、各通信機器の使用訓練を行う。訓練にあたっては、一部の設備が使用できなくなった場合も想定して行う。

第15節 職員の配備体制

| | |
|---------|----------|
| 主な実施担当 | 全 課 |
| 防災関係機関等 | あぶくま消防本部 |

第1 目 的

町内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、町及び防災関係機関は、その機能の全てをあげて迅速に災害応急対策を推進するとともに、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて職員を配置・動員し、その活動体制の万全を期すものとする。このため、町及び防災関係機関は、平常時から各組織の配備・動員計画や、業務継続計画（BCP）を定め、訓練等を通じて点検・改善を行うものとする。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておくものとする。

第2 配備体制の明確化

災害が発生した際には、あらかじめ定められた「災害時職員初動対応マニュアル」や「災害対策本部設置・運営マニュアル」等の内容に基づき、下記のとおり、迅速かつ効率的な災害対処行動に移行できるよう努めるものとする。

また、それらの内容に関しては、職員による訓練等を経て、適宜、点検・見直しを行うこととする。

1 災害警戒配備体制

「宮城県」に津波注意報が発表されたときには、速やかに災害警戒本部等所定の配備体制が敷けるよう体制整備を図る。また、町長不在時の指示伝達体制についても整備する。

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。その際、町が一体となった体制がとれるよう、町地域防災計画に定める配置基準、配置内容等と十分整合を図る。更に、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ気象予報等に応じた登庁者等について、町地域防災計画に定める配置基準・内容に従って定めておくものとする。

2 災害対策本部

「宮城県」に大津波警報・津波警報が発表されたとき、あるいは町長が必要と認めるときには、亘理町災害対策本部を設置する。なお、局地災害の応急対策を強力に推進するために特に必要があると認めるときは、災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、災害地において当該災害対策本部の事務の一部を行う。

3 災害対策本部各部長の責務

災害対策本部各部長は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを職員に周知徹底しなければならない。

- (1) 班内の所掌事務、配備職員及び責任者と職務代理者
- (2) 配備職員の連絡先並びに休日及び時間外における連絡体制

第3 職員参集手段等の構築

休日、夜間等時間外に災害が発生した場合又は災害発生のおそれが生じた場合を想定し、特に町長等幹部職員及び災害担当課職員の参集手段について定め、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築しておく。また、各課長は所属職員の住所及び連絡方法を把握し、直ちに職員を動員できるような体制を構築するものとする。

第4 関係機関の配備体制

1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は、必要な職員を動員し、町や県等と相互に協力のうえ、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。また、各防災関係機関との連携を確保するため、必要に応じて町災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておくものとする。

2 公共的施設等の管理者

医療機関、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、大規模災害に備えて職員の配備体制を整備する。

3 消防職員・消防団員の動員配備

町及び消防本部は、消防職員及び消防団員の配備体制の基準、内容及び基準に対応した所要の職員の動員体制を定める。

伝達方法は、通信設備及び防災行政無線を使用し要請する。

4 消防機関の警戒配備

大規模な地震が発生した場合は、火災が発生する確率が高く、大規模な火災につながる可能性があるため警戒体制をとる。

消防職員及び消防団員は、無線車又はポンプ車等により巡視し、出火防止の広報活動を行うとともに、情報の収集にあたる。

消防団員は、消防水利を確保するため常に消火栓、防火水槽等の点検を行い、降雪の際は雪かき等の処置を講ずる。

第5 防災担当職員等の育成

町は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第6 人材確保対策

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

第7 マニュアルの作成

町は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備

の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、担当各課においては、これらのマニュアルを活用して、災害予防に努める。

第8 業務継続計画（BCP）

1 業務継続性の確保

(1) 業務継続計画（BCP）の策定

町は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の活用等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 業務継続体制の確保

町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

また、一部の災害対策部・班への業務集中に対応するため、他の部・班からの応援等フォロー体制を整える。

(3) 業務継続体制の検証

町は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

(1) 電源及び非常用通信手段の確保

町は、主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などに対する再生可能エネルギー等の導入を検討する。

3 データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

町は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、予め体制を検討する。

第16節 防災活動拠点等の整備

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 総務課、企画課、財政課 |
| 防災関係機関等 | あぶくま消防本部、仙台土木事務所、県防災ヘリコプター管理事務所、その他防災関係機関 |

第1 目的

町は、災害により災害対策本部（役場庁舎）が機能しなくなったときの代替施設を確保するとともに、消防機関等と連携して地区の防災活動拠点を整備し、各地区、さらには町全体の防災力の向上を図る。

第2 役場庁舎及び代替施設

役場庁舎は、高い耐震性と安全性を確保し、防災対策室、防災室（電算室）、自家発電装置、防災倉庫、耐震性貯水槽といった災害対策本部機能を備えているが、その他防災関係施設についても耐震性、耐火性を強化する。

災害対策本部（役場庁舎）が被災により機能しなくなった場合の代替施設として以下の施設を想定し、災害の状況に応じて最も適当な施設に災害対策本部を移設するとともに、その旨を関係機関並びに住民に対し速やかに通知する。また、これらの施設においても、最低限必要な対応ができるよう衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

役場庁舎に代わる施設

- ・ 亘理町中央公民館
- ・ 悠里館
- ・ 公共ゾーン防災広場
- ・ 亘理運動場（仮設対応）
- ・ その他（町長が指定する公共施設）

第3 地区の活動拠点

平常時には防災訓練や防災知識の普及の場あるいは住民の交流の場として、また、災害時には避難、応急救護、自主防災組織の活動拠点として、各小中学校及び防災公園、防災広場を活用する。

第4 防災用資機材の整備

備蓄倉庫には、「第2編第2章第23節 食料、飲料水及生活物資の確保」に記載した資機材を整備するとともに、飲料水、毛布、ビニールシート等生活物資の確保に努める。

また、応急活動用の資機材の整備・充実を図るとともに、津波対策としてボート及びライフジャケット等の備蓄も検討する。

既存の避難所併設の備蓄倉庫や亘理高校内の備蓄倉庫に加え、新たに、必要十分な備蓄

品の収容能力を備え、支援物資の受入れ、一時保管、仕分け、再配送が円滑にできる機能をもった防災倉庫を防災拠点施設として整備する。

第5 防災拠点の整備

町は、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点及び物資輸送等の救援活動拠点の確保に努める。

また、災害の規模や状況に応じて県の圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、町の防災拠点施設である防災倉庫とそれらの拠点との連携に努める。

第6 臨時ヘリポートの整備

町は、防災ヘリコプター等による災害対策活動を円滑に行うため、臨時離着陸場として使用可能な活動拠点の確保に努める。（臨時ヘリポートの一覧は、資料編「臨時ヘリコプター離着陸場一覧」参照。）

なお、臨時離着陸場を選定する場合は、県の定める防災ヘリコプター用「飛行場外離着陸場」設置基準により行う。（資料編「ヘリコプター離着陸場の安全確保」参照。）

第7 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

町は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 防災用備蓄拠点の整備

町は、スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

4 救助用重機の確保対策

町は、地震災害において、倒壊建築物からの人命救助のため、大型重機の確保に努める。

第17節 相互応援体制の整備

| | |
|---------|--------------------|
| 主な実施担当 | 総務課 |
| 防災関係機関等 | あぶくま消防本部、その他防災関係機関 |

第1 目的

町は、大規模災害に備え、他の地方公共団体との広域的な相互応援体制を確立する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結など実効性の確保に努め、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め必要な準備を整える。

2 協定の締結

町は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 外部専門家による支援体制の構築

町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

4 県への応援要請

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整える。

第3 市町村間の応援協定

1 相互応援協定の締結等

町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容にする。

(1) 連絡体制の確保

- イ 災害時における連絡担当部局の選定
- ロ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

- イ 主な応援要請事項の選定
- ロ 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

2 県内全市町村間の相互応援協定

町は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

3 遠方の市町村間の相互応援協定

町は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

4 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行う。

5 後方支援体制の構築

町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

現在締結されている市町村等との相互応援協定及び他の防災関係機関や民間団体等との防災協定等は、資料編「災害応援協定等」参照。

第4 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

大規模災害時において、宮城県内の消防力で十分な救援活動を実施することができないと認められる場合には、消防本部は、緊急消防援助隊からの応援を受けることができる。

消防本部は、緊急消防援助隊活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、緊急消防援助隊合同訓練に積極的に参加するとともに、当該訓練結果を生かし「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の実効性の確保に努める。

第5 非常時連絡体制の確保

1 非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から、災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるよう、非常時の通信手段を確保するよう努める。

2 通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所など）についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

第6 資機材及び施設等の相互利用

町は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第7 救援活動拠点の確保

町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第8 関係団体との連携強化

町は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

第9 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊：国土交通省）との連携

県、国土交通省東北地方整備局、東北運輸局及び仙台管区気象台は、災害時の TEC-FORCE の出動に関し、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、TEC-FORCE の災害派遣活動が円滑に行われるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実に努める。

第18節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 健康推進課、福祉課、長寿介護課 |
| 防災関係機関等 | あぶくま消防本部、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、日本赤十字社宮城県支部、医療関係機関、亶理町社会福祉協議会 |

第1 目的

大規模地震・津波災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は、県や医療関係機関と緊密な連携を図りながら、町民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対し、保健福祉センターの活用を含めて福祉支援体制の整備に努める。

第2 災害時医療体制の整備

1 町の医療救護体制の整備

- (1) 災害が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、災害対策本部、災害対策民生部各班内、医療救護班内の連絡体制を整備し、情報集約や組織決定がスムーズに行える体制にする。
- (2) 病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。
- (3) 医療救護体制について、県が設置した県地域災害医療支部（仙台保健福祉事務所（塩釜保健所 岩沼支所））への連絡方法についてあらかじめ決めておく。
- (4) 要配慮者が避難する福祉避難所（協定により設置）、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となった場合に備え、県地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することができるよう、要請と受入に係る計画を事前に策定しておく。

2 救護所及び医療救護所の指定

- (1) 町は、指定避難所及び公共施設等に災害の種類や状況に応じて救護所を設定し、保健師等による応急処置および保健指導を行う。
- (2) 町は、(一社)亶理郡医師会、(一社)岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会等の協力を得て、医療救護所を設置して応急医療を行う。そのため、日頃から(一社)亶理郡医師会、(一社)岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会と協議し、協定に基づき、緊急時の協力体制を確立しておく。また、医療救護所の設置予定場所は、指定避難所及び公共施設等に災害の種類や状況に応じて設定するが、概ね次のとおりとする。

医療救護所予定場所

| 施設名 | 所在地 | 施設状況 |
|----------|---------------|----------|
| 保健福祉センター | 亶理町字悠里 1 | 簡易ベット 5 |
| 亶理小学校 | 亶理町字下小路 22-2 | 保健室ベット 2 |
| 逢隈小学校 | 逢隈田沢字鈴木堀 93-1 | 〃 ベット 3 |
| 吉田小学校 | 吉田字宮前 63 | 〃 ベット 2 |

第3 地域医療機関との連携体制整備

各医療機関においては、医師等の参集方法、治療、入院患者の避難、施設の応急対策等の体制づくりに努める。

また、災害時のトリアージ（傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送をおこなうために傷病者の治療優先順位を決定すること）を行うことができる医師、歯科医師、保健師、看護師（これらの、トリアージを担当する人を、トリアージオフィサーと言う。）の養成に努める。

なお、災害時には被災することを想定し、町外の近隣の病院についても災害時の協力を要請できるようにするとともに、住民に周知する。

町内の医療機関については、資料編「町内の医療機関」を参照。

第4 医薬品、医療用資機材の供給体制の整備

町は、災害時の緊急医療に備え、（一社）亶理郡医師会、（一社）岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会と締結した協定に基づき、医療救護所等で使用する医薬品、医療用資機材の供給体制を確立しておく。

| | 品名（数） |
|--------|---|
| 救護所関係 | 救急医療セット（1組）医薬品等（1組）テント（1張）担架（2台）担架架台（2組）折畳寝台（4台）発電機（1基）投光器（4基）毛布（16枚）携帯用ラジオ（1台） 携帯用マイク（1台）折畳机（1脚）患者掲示板（20枚）トランシーバ（1台） |
| 救護班員関係 | 作業服（8）作業帽（4）ヘルメット（4）反射チョッキ（4）編上靴（4）軍手（4）雨衣（4）水筒（4）腕章（4）防塵ゴーグル（4）活性炭入りマスク（4） ヘッドランプ（4）携行ベルト（4）携行バック（4）個人携帯バック（4）トランシーバ（1） |

参考：宮城県大規模災害時医療救護マニュアルより

第5 負傷者の医療機関への搬送体制の整備

町及び消防本部は、災害時の傷病者の搬送を迅速に行うため、関係医療機関、民間搬送事業者等と連携し、「災害現場から医療機関までの搬送」、「医療機関から後方医療機関への搬送」等について、搬送体制を整備する。

また、搬送体制の充実を図るため救急救命士及び救急隊員の育成を推進するとともに、救急用資機材の整備に努める。

さらに、ヘリコプター搬送を効率的に実施するため、ヘリコプター離着陸場の確保、ヘリコプターの誘導、離着陸場までの搬送体制等を整備する

第6 災害拠点病院等の体制整備

重篤患者等、医療救護所及び町内の医療機関で対応できない場合に備え、県により指定されている次の災害拠点病院との連携体制を整える。

[災害拠点病院]

- (1) 地域災害拠点病院：総合南東北病院
 - ・被災地から、重症傷病者の受入れ
 - ・傷病者の広域搬送
 - ・自己完結型の医療救護チームの派遣
 - ・地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能
- (2) 基幹災害拠点病院：国立病院機構仙台医療センター
 - ・地域災害拠点病院をさらに強化した機能
 - ・要員の訓練、研修機能

第7 在宅要医療患者の医療救護体制

町は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を確認しておく。

第8 住民等による救護体制

町及び消防本部は、町内会、自治会、自主防災組織、住民等に対し、近隣者の救護や医療機関への搬送等における自主的活動の必要性を広報、研修等により周知徹底するとともに、救命講習の実施により住民への応急手当等知識の普及を推進する。

第9 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

町は、県と連携し、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA 無線等の複数の通信手段の整備・維持管理に努める。

※MCA 方式とは、Multi Channel Access System の略 複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ないなどの特徴がある。地方公共団体での導入事例がある。

第10 心のケアへの対応

町は、災害により心理的外傷を受けた人に対し、適切なケアができるよう、塩釜保健所等と連携し、必要なスタッフの派遣について協力を依頼する。

第11 福祉支援体制の整備

大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため、県は、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係 団体等により構成)を基盤として、避難所の高齢者、障害者、幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム(以下「災害派遣福祉チーム」という。)の派遣体制の整備に努める。

町は、地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備するとともに、災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

また、町は、災害時に必要な場合は、災害派遣福祉チームの派遣を県に要請し、派遣後は避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

第19節 火災予防対策

| | |
|---------|-----------------|
| 主な実施担当 | 総務課、都市建設課、教育委員会 |
| 防災関係機関等 | あぶくま消防本部 |

第1 目的

地震・津波に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想されるとともに、津波発生時には、海上に流れ出た油や、引火して流れる家やがれき、車などにより、広く延焼し、大規模災害になる可能性が高い。地震により発生する火災は、津波からの迅速な避難の支障となることから、町及び防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努めるとともに、津波発生時の引火に対する予防対策を講じる。

第2 地震による出火防止、火災予防の徹底

地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。これらは、津波からの迅速な避難の支障となることから、町及び消防機関は出火につながる要因を分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

町民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止する。

1 防災教育の推進

町及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、町民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、婦人防火クラブ・少年消防クラブの育成指導を強化する。

2 火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況から見て、地震時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

消防機関は、耐震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。

3 出火防止のための査察指導

消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立ち入り検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、震災時における従業員の対応等について指導する。

4 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

このため、ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断やブレーカーの開放等通電火災の予防対策の周知を図る。

また、家庭、事業所及び地域等にあつては自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により町民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

第3 津波による出火防止、火災予防の徹底

1 津波による火災予防対策の指導

津波発生時の火災は、津波により建築物や自動車、船舶などが押し流され、大量の漂流物が発生し、石油貯蔵タンクからの漏洩油や高圧ガス設備の爆発等から、それらの漂流物に引火し、延焼することが、主な要因と考えられる。

町は、石油貯蔵施設や高圧ガス施設の耐浪化や、津波災害時の石油、ガス等の漏洩防止を図るため、関連施設において、津波被災時における浸水対策、津波到達前の緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置、容器やローリーの事業所外への流出防止策等について検討するよう、県が行う指導に協力する。

また、太陽光発電施設において、津波に伴う海水と太陽光発電設備による漏電・出火を防止するため、発電及び受電側の両方のブレーカーを切るなどの予防対策についても、周知を図る。

2 津波による被害発生時への備え

高圧ガス施設管理者は、事業所内の高圧ガス設備等が津波により破損、流出し、ガスが漏洩した場合等の被害を想定し、周辺自治体等に情報を提供するよう努める。

また、機器等が正常に作動しなくなった場合でも高圧ガス設備を安全な状態にすること、配管が損傷してもガスの大量漏洩を防止することに配慮し、そのための設備的な対応、判断基準の設定、操作手順等の整備、日常の訓練等に努める。

第4 消防力の強化

1 消防資機材、水利等の整備

町及び消防機関は、消防活動に必要な車両及び資機材等を整備する。地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、第5次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき整備促進を図る。

大規模地震災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができないことが予想されるため、町は、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、河川の自然水やプール、ため池、用排水路等、多様な消防水利の確保に努める。また、飲料水と兼用できる耐震性貯水槽の設置を図る。

消防関係機関は、これらの消防水利が災害時に円滑、迅速に使用できるよう常に点検を行う。

消防水利状況については資料編「消防水利状況」を参照

2 消防団の育成

消防団員の担い手が少なくなり、また町外への通勤により昼間不在の消防団員が増えていく中、地域における消防団の重要性の認識を高め、さらに消防団への加入を促すよう、

意識啓発に努める。

そのため、地域住民の消防団活動に対する理解を促すとともに、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努める。

また、消防団OB等の中から希望者を「機能別消防団員」として任命し、特に平日昼間の火災発生時における初期消火活動や後方支援等の活動体制の確保・強化を図る。

消防団員の資質向上のため、講習会の開催や消火訓練を実施する。

3 連携強化

町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4 広域応援体制の整備

町は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。(応援協定の詳細は「第2編第2章第17節 相互応援体制の整備」参照)

第20節 緊急輸送体制の整備

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 総務課、企画課、財政課、都市建設課、農林水産課 |
| 防災関係機関等 | 東北地方整備局仙台河川国道事務所、(公社)宮城県トラック協会、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、東日本高速道路(株)東北支社、仙台土木事務所、亶理警察署 |

第1 目的

町は関係機関と連携し、災害発生時のけが人や緊急援助物資等の搬送が円滑に進められるよう、緊急輸送用の道路を確保するとともに、緊急時に使用する交通手段を確保する。

第2 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路の確保

町長は、各道路管理者及び警察等関係機関と協議のうえ、県の「緊急輸送道路ネットワーク計画図」に指定されている道路(国道6号、亶理停車場線等)及びそれらと町内の拠点施設(役場庁舎、指定避難所、消防団詰所、備蓄倉庫、医療機関、警察署、あぶくま消防本部、亶理消防署等)を結ぶ道路を緊急輸送道路とし、危険箇所の改善など災害対策を進める。

また、これらの道路が被災し通行できなくなった場合を想定し、高速道路等、代替する道路についても検討する。

道路管理者は、道路モニター制度の確立を図るとともに、自動車の運転者、地域住民に対し、道路施設の被害を発見したとき、直ちに道路管理者に報告するよう、常に啓発に努める。

また、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。

2 交通管理体制の整備

警察は、緊急交通路を確保するため、あらかじめ交通規制計画を策定するとともに、災害発生時における信号機等交通管制施設の安全性確保と復旧体制の確立を図る。

3 道路啓開体制の整備

町は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

第3 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上等に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第4 緊急輸送体制

1 緊急通行車両の確認手続き

災害発生時に緊急通行車両として使用する公用車については、緊急時の事務手続きを簡略化するため、財政課でとりまとめのうえ、県公安委員会（亶理警察署）に申請し、事前届出済証の交付を受けておく。

2 緊急輸送に関する協定

町は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、（公社）宮城県トラック協会仙南支部と締結した「緊急物資の輸送に関する協定」等により、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指す。

運用にあたっては、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込む等、実効性をより高めるよう努める。

また、町は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や協定の締結を事前から検討する。

第5 緊急時の輸送手段確保

災害発生に備え、緊急用車両の確保は財政課が行う。

1 町所有車両の確保

災害時には、町で保有するすべての車両を活用する。

2 町所有以外の輸送力の確保

町所有車両で応急措置の輸送力を確保できないときは、次の機関、業者等とあらかじめ協議のうえ、輸送力の確保に努める。

(1) 自動車の確保

自動車については、次の順位により確保手続きをとる。

イ 公共団体の自動車

ロ 陸上運送業者の自動車

ハ その他の車両保有状況

車両の保有状況については、資料編「輸送力（自動車）の確保」を参照

(2) 町は緊急輸送に必要なトラックの調達について、県と連携体制を整備するとともに、（公社）宮城県トラック協会仙南支部と締結した「緊急物資の輸送に関する協定」等を活用する。

(3) 鉄道輸送力

道路の被害等により自動車輸送が不可能な場合で、鉄道輸送が適切な場合は、東日本旅客鉄道（株）仙台支社とあらかじめ協議のうえ緊急時の輸送体制を確立する。

(4) 航空輸送力の確保

自動車、鉄道など、陸上の一般交通が途絶し、緊急に航空機による輸送が必要となったときは、県防災ヘリコプター及び自衛隊航空機の確保要請を知事に依頼する。

(5) 人力による輸送の確保

人力による輸送については、「第1編第3章第23節 防災資機材の調達及び労働力の確保」に記載してあるとおり、雇用者を確保する。また、輸送のための台車、リヤカー等の機材を確保しておく。

(6) 河川の利用

本町には阿武隈川が流れており、災害時の陸上輸送を代替する手段として、河川を利用した輸送方法について検討する。

第6 燃料優先協定の締結

災害時に緊急輸送用の燃料を確保するため、町内のガソリンスタンドと協議のうえ、応援体制を確立する。また、応援協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討する。

第21節 避難対策

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 総務課、福祉課、長寿介護課、子ども未来課、都市建設課、 商工観光課、教育委員会 |
| 防災関係機関等 | 亙理警察署、あぶくま消防本部、仙台河川国道事務所、仙 台土木事務所 |

第1 目的

大規模津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。

このため、町は、人命を守ることを最優先に、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め指定緊急避難場所・避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

第2 徒歩避難の原則の周知

津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

第3 自動車での避難方策の検討

町内の各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合もあることから、町は、自動車での避難も考慮した津波避難計画を策定する。

※自動車活用における、町の地形等の具体的な理由

- ・海岸部は平地部が続いており、周辺には高い場所がないこと
- ・海岸部から西側の内陸部まで約 5km の距離であり、徒歩での避難が困難な地域もあること
- ・普段から、自動車を主な移動手段としている人が多いこと

検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難訓練等を実施し、自動車避難に伴う危険性の軽減方策や、避難車両の集中回避などについて検討するとともに、各地域で合意形成を図る。

第4 指定緊急避難場所の確保

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から住民等が一時避難するための場所について、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要

な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、避難誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所の指定に当たっては、必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じること、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

(2) 公共用地等の有効活用

町は、指定緊急避難場所の確保において、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(4) 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。

町は、日頃から住民の要望や地域の環境変化等を十分に把握し、必要に応じて新たな指定緊急避難場所を指定するとともに、既に指定されている指定緊急避難場所の改善を行う。

現在指定されている指定緊急避難場所等は次のとおりであるが、この中で、平屋建て、あるいは低地にある施設については、水害時の避難に十分注意するとともに、各指定緊急避難場所の災害への適性についてあらかじめ住民へ周知しておくものとする。

指定緊急避難場所等一覧（津波対策）

| 施設名 (電話番号) | 所在地 | 収容 地区 | 収容可能人員：人 | | 収容面積：m2 | | 階数 |
|-----------------------------|------------------|-------------|----------|-------|---------|-------|----|
| | | | 土地 | 建物 | 土地 | 建物 | |
| 亙理小学校 (0223-34-1311) | 字下小路 22-2 | 亙理、荒浜 ※1 | 3,400 | 1,900 | 17,074 | 7,649 | 3 |
| 亙理中学校 (0223-34-1400) | 字沼頭 1 | 亙理、吉田 ※2 | 9,600 | 2,300 | 48,100 | 9,427 | 3 |
| 吉田小学校 (0223-34-1817) | 吉田字宮前 63 | 吉田東部 ※3 | 1,000 | 700 | 5,075 | 2,861 | 3 |
| 逢隈小学校 (0223-34-1553) | 逢隈田沢字鈴木堀 93-1 | 荒浜 ※4 | 1,400 | 1,700 | 7,223 | 7,161 | 3 |
| 逢隈中学校 (0223-34-1557) | 逢隈牛袋字南西河原 2-6 | ※5 | 2,500 | 1,100 | 12,518 | 4,554 | 3 |
| 中央公民館 (0223-34-3111) | 字旧館 61-22 | ※6 | | 400 | 9,350 | 3,300 | 3 |
| 佐藤記念体育館 (0223-34-4251) | 字旧館 62-1 | ※6 | | 600 | 3,321 | 1,802 | 1 |
| 武道館 (0223-34-4251) | 字旧館 62-1 | ※6 | | 300 | | 646 | 1 |
| 亙理高等学校体育館 (0223-34-1213) | 字館南 56-2 | ※5 | | 300 | | 1,263 | 1 |

※1:高屋・箱根田東・港町・鳥屋崎

※2:柴町・一本松・新丁・長瀬浜・大畑浜

※3:開墾場・野地・浜吉田東・浜吉田西・浜吉田北

※4:本郷・あぶくま・箱根田西・鷺屋・蕨

※5:逢隈中学校及び亙理高等学校体育館は、4箇所の小中学校で収容しきれない場合に使用する。

※6:中央公民館、佐藤記念体育館、武道館については、災害の規模に応じて、それぞれ、救護所、ボランティアセンター、物資集積所として使用する。

(6) 津波避難丘等の周知

町は、津波到来までに指定緊急避難場所へたどり着けない場合を想定して、指定緊急避難場所とは別に、緊急時一時避難場所となる津波避難丘等についても防災マップ等による周知に努める。

第5 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備えた複数路の確保。
- (3) 津波、がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- (4) 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること。
- (5) 高台等の指定緊急避難場所避難目標地点へ向け、極力直線的であること。
- (6) 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。
- (7) 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会(警察)と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第6 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、また、車で避難せざるを得ない場合など地域の実情に応じ、県道荒浜港今泉線等や、町道荒浜大通線等の避難路又は避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

2 津波避難の迅速化の考慮

町は、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

3 避難路等の安全性の向上

町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策を実施する。

4 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

町は、避難誘導看板及び海拔表示看板等の誘導標識を設置し、指定緊急避難場所の位置を示すなど、住民等が日常の生活の中で、常に地震・津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。誘導標識等を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、災害種別に応じた明示をするよう努める。また、整備した標識等の適切な維持管理を行う。

(2) 多言語化の推進

町は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(3) 浸水高表示に関する留意点

町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのか、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

5 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点や踏切など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているか等の確認を行うとともに、避難道路の分散避難を周知する。

第7 避難誘導體制の整備

1 行動ルールの策定

町は、消防職員、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間を踏まえ避難支援者の安全を優先した上で避難誘導・支援や行動の内容と退避の判断基準、津波の危険地域から高台等の安全な場所へ向かう巡回ルート等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難誘導體制の整備を図る。

4 情報入手手段・装備の確保

町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

5 夜間に備えた対応

本町から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があり、避難行動に危険性を伴う夜間に避難指示（緊急）を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告を発令することを検討する。

第8 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

3 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常召集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常召集体制等の確立に努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

町及び社会福祉施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等、指定緊急避難場所への備蓄などの持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

4 在宅者対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織や地域の民生委員等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

町は、県の支援を得て、在宅人工呼吸器使用者についての情報の把握、及び災害時個別支援計画の策定など対策強化に努める。

5 外国人等への対応

町は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

(1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所や避難路の標識等について、絵文字等（ピクトグラム）の活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

(4) 外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。

第9 消防機関等の対応

1 地域防災計画における対策の策定

町は、地域防災計画において、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(2) 津波からの避難誘導

(3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

(4) 救助・救急

(5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2 消防職員の安全確保対策

消防本部は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということの基本とし、このことを事前に住民に周知し、理解を得ておくよう努める。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

3 消防団員の安全確保対策

町は、津波到達予想時間が短い地域における退避優先等の退避ルールの確立及び退避誘導活動等の最適化などの津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルを作成する。

- (1) 退避のルールを確立し、住民への事前説明により理解を得ること
- (2) 指揮者の下、複数人で活動すること
- (3) 津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- (4) 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと

第10 学校及び児童館・放課後児童クラブにおける対応

1 児童生徒等の安全対策

- (1) 引渡しに関するルールの策定

町及び教育委員会は、学校及び児童館・放課後児童クラブ（以下、「学校等」という。）が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

- (2) 安全確保対策の検討

校長又は施設長（以下「校長等」という。）は、町等が避難勧告等を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

- (3) 引渡し対応の検討

校長等は、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応についても合わせて検討する。

2 避難環境の整備

町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、学校の屋上に通じる外階段（避難階段）等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校等の津波対策に努める。

3 連絡・連携体制の構築

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。

第11 津波避難計画の策定

1 町の対応

(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底

町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

(2) 地域ごとの避難計画策定支援

町は、住民・自主防災組織等に対して、地域ごとの津波避難計画を策定するための支援を行う。

(3) 地域防災力の向上

町は、津波防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・津波避難丘等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

(4) 避難行動要支援者への配慮

町は、避難計画の作成に当たり、総務課と福祉課、長寿介護課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難支援の体制構築に配慮する。

2 公的施設等の管理者

学校、病院、公民館、駅、商業施設、その他多数の人が利用する施設の管理者は、大規模津波災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

第12 避難に関する広報

指定した指定緊急避難場所、指定避難所等については、表示板を設置するとともに、それらを含め、住民向けの防災マップ等を作成し、住民に配布する。

第22節 避難収容対策

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 主な実施担当 | 総務課、福祉課、長寿介護課、町民生活課、健康推進課、商工観光課、教育委員会 |
| 防災関係機関等 | 亘理警察署、あぶくま消防本部 |

第1 目的

大規模津波災害時には、避難が長期化するおそれがある。

このため、町が指定する指定避難所等については、発災の際速やかに開設、運営ができるよう体制を構築する。

第2 指定避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、津波による家屋の流失、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための指定避難所として、避難収容施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。

この場合、指定避難所は原則として町の公共施設とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

町は、指定避難所の整備に当たり、これらを津波から緊急に避難する指定緊急避難場所としても使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める一方で、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

3 指定避難所の代替施設の指定

町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他町施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

4 指定避難所の指定基準

- (1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること
- (2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること
- (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
- (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること
- (5) その他、被災者が生活する上で町長が適当であると認める場所

町は、日頃から住民の要望や地域の環境変化等を十分に把握し、必要に応じて新たな指定避難所を指定するとともに、既に指定されている指定避難所の改善を行う。

現在の指定避難所は次のとおりである。

指定避難所一覧（津波対策）

| 施設名 (電話番号) | 所在地 | 収容地区 | 収容可能 人員：人 | 収容面積 ：m ² | 階数 |
|-----------------------------|------------------|-------------|--------------|-------------------------|----|
| 亘理小学校 (0223-34-1311) | 字下小路 22-2 | 亘理、荒浜 ※1 | 1,900 | 7,649 | 3 |
| 亘理中学校 (0223-34-1400) | 字沼頭 1 | 亘理、吉田 ※2 | 2,300 | 9,427 | 3 |
| 吉田小学校 (0223-34-1817) | 吉田字宮前 63 | 吉田東部 ※3 | 700 | 2,861 | 3 |
| 逢隈小学校 (0223-34-1553) | 逢隈田沢字鈴木堀 93-1 | 荒浜※4 | 1,700 | 7,161 | 3 |
| 逢隈中学校 (0223-34-1557) | 逢隈牛袋字南西河原 2-6 | ※5 | 1,100 | 4,554 | 3 |
| 中央公民館 (0223-34-3111) | 字旧館 61-22 | ※6 | 400 | 3,300 | 3 |
| 佐藤記念体育館 (0223-34-4251) | 字旧館 62-1 | ※6 | 600 | 1,802 | 1 |
| 武道館 (0223-34-4251) | 字旧館 62-1 | ※6 | 300 | 646 | 1 |
| 亘理高等学校体育館 (0223-34-1213) | 字館南 56-2 | ※5 | 300 | 1,263 | 1 |

※1:高屋・箱根田・港町・鳥屋崎

※2:柴町・一本松・新丁・長瀬浜・大畑浜

※3:開墾場・野地・浜吉田東・浜吉田西・浜吉田北

※4:本郷・あぶくま・箱根田西・鷺屋・蕨

※5:逢隈中学校及び亘理高等学校体育館は、4箇所の小中学校で収容しきれない場合に使用する。

※6:中央公民館、佐藤記念体育館、武道館については、災害の規模に応じて、それぞれ、救護所、ボランティアセンター、物資集積所として使用する。

5 指定避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

町は、指定避難所において、貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器、電気通信事業者との連携による特設公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

(2) 物資等の備蓄

町は、指定された指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊きだし用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努める。

新たに整備する防災倉庫では、初動対応期に避難所で必要な備蓄品を効率的な集中管理のもと常備する。

6 指定避難所の運営・管理

- (1) 町は、住民等に対し、避難所開設・運営マニュアルの作成・周知や住民参加による避難所開設訓練等を通じて、指定避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。
- (2) 指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく。なお、連絡員等については、男女の配置に努める。
- (3) 指定避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討する。
- (4) 指定避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。
- (5) 運営に必要な事項（鍵の管理体制、その他）について定めた避難所開設・運営マニュアル等を作成し配置する。
- (6) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備する。
- (7) 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に指定避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。
- (8) より早い段階での指定避難所の衛生状況の改善と、感染症対策の実施時期と実施体制を事前に検討する。
- (9) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に指定避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難所機能の整備充実に努める。

7 県有施設を指定避難所とする場合の対応

町は、県立互理高等学校などの県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分（施設ごとの個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

8 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

町は、県立互理高等学校学校等、教育施設を指定避難所として指定する場合、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

(2) 運営取組の促進

学校等での指定避難所運営が円滑に行われるよう、県教育委員会は、学校等と町や地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校等、町、関係機関の取組を促進する。

(3) 防災機能の強化

町は、公立の小中学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の指定緊急避難場所として、防災機能の強化に努める。

9 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

町は、要配慮者が安心して避難生活ができるよう民間の特別養護老人ホーム等の社会福祉施設との「福祉避難所の設置協力に関する協定」、並びに宮城県立山元支援学校校長との「災害時における宮城県立山元支援学校校舎等の福祉避難所利用等についての覚書」に基づき、あらかじめ福祉避難所となる施設を指定し、災害発生時には開設時の受け入れ体制について協議のうえ、社会福祉施設が福祉避難所を設置・運営する。

福祉避難所の指定基準は次のとおりである。

- ・バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ・災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(2) 他市町村での受入れ拠点の要請

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を、他市町村に受入れ要請するなど、受入れ拠点の整備に努める。

10 広域避難の対策

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他町との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第3 避難の長期化対策

1 栄養状況調査の実施

町は、避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要であることから、調査の実施方法・体制の整備を図る。

2 生活環境の確保

町は、指定避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、要配慮者への配慮や指定避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

第4 指定避難所における愛玩動物の対策

町は、指定避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所で係留又はゲージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所開設・運営避難マニュアル等に記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について啓発する。

第5 応急仮設住宅対策

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅等の建設が可能な公有地等の用地の把握に努める。また、県と連携を図って応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の供給体制の整備に努める。

第6 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

町は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため、津波の発生が予想される場合における浸水想定区域外への速やかな避難移動を除き、「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、鉄道事業者、学校等、関係団体などへの周知を図る。

2 安否確認方法の周知

町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取組の促進

町は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

4 避難対策

(1) 情報伝達体制の整備

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

(2) 備蓄の確保

町は、帰宅困難者が避難することが想定される公共施設について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

5 徒歩帰宅者対策

町は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

6 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

町内で店舗を経営する事業者が加盟する、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会との協定締結を進め、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、町や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

7 訓練の実施

町は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

8 帰宅支援対策

町は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

第7 被災者等への情報伝達体制等の整備

1 情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

町は、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線、メディア、町ホームページ、携帯メール(巨理町メール配信サービス(ほっとメール便)、緊急速報メール)、ソーシャルメディアなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

第23節 食料、飲料水及び生活物資の確保

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 主な実施担当 | 総務課、健康推進課、上下水道課、農林水産課、 商工観光課 |
| 防災関係機関等 | 仙台地方振興事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、 その他防災関係機関 |

第1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、町は物資の備蓄及び調達体制を整備する。

第2 住民等の災害への備え

- 1 町民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。
- 2 町民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても、併せて準備しておくよう努める。
- 3 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- 4 町は、町民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- 5 町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災町の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定

町は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための備蓄計画を策定する。

第4 食料及び生活物資等の備蓄

1 町が行う備蓄の基本的な考え方

町による備蓄は、町民の自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完することを目的に、発災直後の3日間において生命維持や生活に最低限必要となる食料・飲料水・生活必需品の物資及び避難所運営に必要な資機材を中心として計画的に進める。

2 公共用地、国有財産の有効活用

町は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

3 備蓄拠点の整備

町は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

4 備蓄物資の選定時の配慮

町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第5 食料及び生活物資等の調達体制

町は、応急生活物資を供給するため、協定締結事業者と協議し、物資調達のための体制を整備する。

また、災害救助法が適用される大規模な災害が発生した場合を想定し、必要とされる生活必需品についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、供給計画をその都度立てるものとする。

第6 飲料水の確保

1 備蓄

備蓄については、亙理町総合発展計画及び亙理町備蓄計画に基づき行うものとする。

町は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努める。備蓄場所は、亙理町防災倉庫のほか、災害時に迅速な供給ができるよう、また、備蓄場所が全滅しないよう、指定避難所等に分散して備蓄する。

2 水源の確保

災害時には、各小中学校の受水槽、町営住宅の受水槽、田沢浄水場及び各配水池などの既存の施設を水源として確保するほか、学校のプールや打ち込み消火栓を利用し拠点給水の水源とする。

また、「亙理町災害時協力井戸」の制度に基づき登録された町内各所の井戸水について、定期的に井戸水の水質検査を実施する。

3 給水資機材

応急給水の際に使用する加圧式給水車、車載用給水タンク、その他関連する資機材等の整備を図るほか、非常用飲料水袋を計画的に備蓄し数量の確保に努めるものとする。

その他の給水資機材については、町内の業者とあらかじめ協議し、緊急時の調達を依頼する。

調達できない場合は、知事又は隣接市町長に斡旋を依頼する。

4 応援協定による応急給水等

町は、大規模災害発生時には、災害時応援協定等の締結先に応急給水及び応急復旧等の応援要請ができる体制を整える。

5 応急工事の依頼先

災害時に給水施設が被災した場合に備えて、町内の業者とあらかじめ協議のうえ、緊急時の応急工事を依頼する。（災害時における水道施設復旧応援に関する協定：亘理町水道工事指定業者連絡協議会）

第7 備蓄品の管理

備蓄してある食料、飲料水、生活物資を日頃から定期的に点検し、更新が必要なものについては適宜新たなものに取り替える。

第8 燃料の確保

1 燃料の調達、供給体制の整備

町は、県が行う発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入れ態勢等の検討に協力する。

また、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、宮城県石油商業組合岩沼支部等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

2 普及啓発

町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの自助努力について普及啓発を行う。

第24節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 総務課、福祉課、長寿介護課、健康推進課、子ども未来課、企画課、財政課、商工観光課 |
| 防災関係機関等 | あぶくま消防本部、互理警察署、保健福祉事務所、地域災害拠点病院 |

第1 目的

高齢者や障害児者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者は、災害に伴う避難誘導時における危険度が高く、また、避難後の生活においても精神的、肉体的な負担が特に大きくなるものと考えられることから、町及び福祉施設の管理者は、それらを軽減できる対策を講じる。

| | |
|----------|---|
| 要配慮者 | ○「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法） なお、本節においては、障害者は障害を持つ児童と併せ、『障害児者』とし表記する。 また、特に配慮を要する者として、日本語の理解が十分でない外国人、一時的な行動支障を負っている妊産婦や傷病者、地理に疎い旅行者・観光客などとする。 |
| 避難行動要支援者 | ○「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」（災害対策基本法） |

第2 高齢者、障害児者等への支援対策

介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、障害児者、保護を必要とする児童、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者など、それぞれの身体機能等を考慮して災害時の対策を整える。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制に関する具体的計画を作成する。また、町と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び指定緊急避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、防災教育や防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等の管理者は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

2 要配慮者の災害予防対策

(1) 要配慮者避難支援プランの策定

町は、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定、以下「取組指針」という）及び「宮城県避難行動要支援者に対する支援ガイドライン」（平成25年12月改訂、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載のうえ、策定するよう努める。

なお、要配慮者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

(2) 要配慮者の把握

町は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、町は、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

イ 要配慮者の所在把握

(イ) 町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて必要に応じて対応する。

また、平常時から要配慮者と接している町の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(ロ) 町は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

ロ 所在情報の管理

(イ) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

(ロ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

(ハ) 個人情報保護の観点から、データベース化などを進めるとともに、データの漏洩

防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備する。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の整備

イ 名簿の作成・更新

町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

ロ 名簿の提供

町は、避難支援に携わる関係者として地域防災計画に定めたあぶくま消防本部、互理警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係機関に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えい防止等必要な措置を講じる。

(4) 個別計画の策定

町は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画が策定されるよう努める。

個別計画の策定については、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。

個別計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。なお、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

(5) 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(6) 支援体制の整備

町は、取組指針やガイドライン等や手引きを参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(7) 防災設備等の整備

町は、すでに整備済みである独居高齢者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員(ボランティア等)や町等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための緊急速報メール等文字情報の提供システムの構築に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

(8) 相互協力体制の整備

町は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(9) 情報伝達手段の普及

町は、各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）の他、視聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

町は、津波や土砂災害等の被災リスクに対する、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所について、社会福祉施設との「福祉避難所の設置協力に関する協定」に基づき、あらかじめ福祉避難所となる施設を指定している。

(2) 町の域を超えた要配慮者の受入れ体制の構築

町は、県と連携を図りながら、町での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、町の域を越えて受入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

町、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害児者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

5 家族を含めた防災訓練の実施

町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

6 要配慮者自身の備え

町は、平時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

- (1) 避難する場合は、避難先を書いた紙を玄関に貼っておく
- (2) 防災用品をそろえる
- (3) 貴重物品をまとめておく
- (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (5) 防災訓練に参加する など

第3 外国人への支援対策

町内に在住している外国人の国籍をもとに、外国語対応の防災マップ、行動マニュアル等を作成・配布するとともに防災講習会等を実施し、指定緊急避難場所、避難路等の周知に努める。

指定緊急避難場所や指定避難所までの案内板等は、外国語併記の表示に努める。

また、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけ、民間と連携した防災体制の整備を図る。

日赤本社を通して、外国から照会のある在日外国人の安否調査について、関係各機関との連絡や、ボランティアの協力を得て、所在・安否の確認を行い、調査依頼先に回答できるよう体制を整える。

第4 旅行者への支援対策

町内の宿泊施設、観光施設等とあらかじめ協議のうえ、災害が発生したとき又はその恐れのある時の利用者の避難誘導方法や連絡方法を確認しておくものとする。

土地勘のない旅行者等は、自主的に迅速な避難行動をとることが容易ではないと想定されることから、町、観光事業従事者、消防関係機関、自主防災組織などが連携し、旅行者の安全確保に努める。

また、観光集客施設ごとの避難誘導計画の作成を推進する。

第25節 複合災害対策

| | |
|---------|-----|
| 主な実施担当 | 総務課 |
| 防災関係機関等 | — |

第1 目的

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第2 複合災害の応急対策への備え

町及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨等の複合災害の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策にあたっては、特に以下の点に留意する。

1 活動体制

- (1) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- (2) 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 複合災害時には、関係町の災害対策本部等から得られる指定緊急避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。
- (2) 町及び防災関係機関等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。
- (3) 町、県及び防災関係機関等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

イ 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者

派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。

ロ ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者

広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話等を活用することに留意する。

(4) 複合災害時において、町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

3 避難・退避体制の整備

(1) 町は、複合災害時でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。

(2) 複合災害時には、避難指示（緊急）や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。

(3) 町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関する防災マップ等から、指定緊急避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

第3 複合災害に関する防災活動・訓練の実施

町及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第26節 廃棄物対策

| | |
|---------|---------------------------|
| 主な実施担当 | 町民生活課 |
| 防災関係機関等 | 宮城県塩釜保健所岩沼支所、亘理名取共立衛生処理組合 |

第1 目的

大規模地震・津波発生後、大量に発生する災害廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など)や津波により流出した家屋、自動車、船舶、コンテナ、樹木、漁業施設等の災害廃棄物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、県、町及び関係機関は、廃棄物処理施設の耐震化・耐浪化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第2 処理体制

1 町の役割

町は、迅速に災害応急対策を推進するため、亘理名取共立衛生処理組合と協議のうえ、あらかじめ災害廃棄物処理計画を定めるとともに、廃棄物処理施設の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、近隣の市町村及び廃棄物関係団体と調整し、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法の検討と災害時の相互協力体制の整備に努める。

災害廃棄物処理は、可能な限り地域内で処理することを原則とし、亘理名取共立衛生処理組合と連携して取組みを進める。

- ・災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定
- ・一般廃棄物処理施設の一層の耐震化・耐浪化、浸水対策
- ・県、近隣市町村や廃棄物関係団体等との相互援助協力体制の構築
(迅速な受援・支援に必要な体制の構築、動員・配置・連絡網・指揮命令系統の整備)
- ・災害時における廃棄物処理施設の設置等に係る廃棄物処理法特例措置の活用
- ・町民へのごみ分別・減量、災害廃棄物分別・排出方法等の普及啓発

2 県の役割

県は、災害廃棄物処理計画に基づき、沿岸市町が適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。

また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

3 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

第3 主な措置内容

町及び亘理名取共立衛生処理組合は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。
- (2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。
- (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。

2 震災時における応急体制の確保

- (1) 仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物処理について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (2) 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において、具体的に明示する。
- (3) 災害のごみ・し尿の処理場は次のとおりとする。

ごみ・し尿の処理場

| 施設名 | 管理者 | 処理能力 | 処理方法 | 備考 |
|----------------|------------------|-----------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 亘理 清掃センター | 亘理名取共立衛 生処理組合 | 資源 13t/5H | 金属類プレス ビン・ガラス破砕 | |
| 岩沼東部環境 センター | 亘理名取共立衛 生処理組合 | 可燃物 157t/24H 資源 22.9t/5H | 可燃物焼却 粗大・資源ごみ等 破砕等・選別・圧縮 | |
| 浄化センター | 亘理名取共立衛 生処理組合 | 113k1/日 | 高負荷脱窒素処理 +高度処理方式 | し尿：78k1/日 浄化槽汚泥： 35 k1/日 |

- (4) 廃棄物(がれき等)の仮置き場を割山採取場とする。(詳細は「第1編第3章第19節 障害物の除去」参照。)
- (5) 死亡獣畜の処理は塩釜保健所岩沼支所(愛玩動物)、仙台家畜保健衛生所(家畜)、仙台地方振興事務所林業振興部(野生動物)と協議のうえ処理する。

3 指定避難所の生活環境の確保

指定避難所等の仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な調達ができるよう県及び相互応援先との間に調達の協力体制の確立を図る。

第4 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築

海岸管理者は、県と連携し、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講ずることができるよう、あらかじめ関係機関等の連携・協力体制を構築する。

なお、体制の構築に当たっては、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、P C B（ポリ塩化ビフェニル）が含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に考慮する。